令和5年定例会3月会議

豊浦町議会会議録

令和5年3月7日(火曜日)

午前10時00分 再開

午後4時23分 散会

令和5年定例会3月会議

豊浦町議会会議録

令和5年3月7日(火曜日) 午前10時00分 再開

◎議事日程(第1号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案一括上程(議案第3号から議案第18号まで及び議案第27号)

町政執行方針

教育行政執行方針

予算概要説明

予算審査特別委員会設置及び議案付託

日程第5 議案第22号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第9号)について

日程第6 議案第23号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

日程第7 議案第24号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につ

いて

日程第8 議案第25号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)に

ついて

日程第9 議案第26号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第5号)

について

日程第10 議案第28号 豊浦町課設置条例等の一部改正について

日程第11 発議第2号 豊浦町議会委員会条例の一部改正について

日程第12 議案第29号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第10号)について

日程第13 委員会報告 産業建設常任委員会委員長報告

散会宣告

◎出席議員(7名)

議 長 8番 根 津 公 男 君 副議長 7番 石 澤 清 司 君

1番 山 田 秀 人 君 3番 小 川 晃 司 君

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

町 長 井 洋 一 君 村 長 君 副 町 須 田 歩 教 育 長 西 君 葛 正 敏 代 表 監 査 委 員 菅 野 厚 志 君 務 課 君 総 長 淳 本 所 地方創生推進室長 忍 君 久々湊 地方創生推進室長補佐 島 和 君 竹 英 町 民 林 課 長 竹 善 人 君 林 課 君 農 長 井 上 政 信 林 課 参 事 瀬 野 栄 君 水產商工観光課長 長谷部 晋 君 建 課 修 君 設 長 武 石 建 課 長 佐 佐 藤 貴 君 設 補 会 計 管 理 者 Ш 端 子 君 康 生 涯 学 習 長 君 課 杉 谷 佳 昭 総合保健福祉施設事務長 弘 樹 君 藤 原 総合保健福祉施設事務次長 下 克 哉 君 阪 国民健康保険病院事務長 高 橋 美 香 君

◎事務局出席職員

 事
 務
 局
 長
 荻
 野
 貴
 史
 君

 書記(会計年度任用職員)
 熊
 坂
 早智恵
 君

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

本日、3月7日は休会の日でありますが、議事の都合により、定例会3月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定により、定足数を満たしております。

よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、1番、山田秀人議員並び に3番、小川晃司議員を指名いたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の委員長から、去る3月1日及び本日の会議再開前に開催されました議会運営委員会による本会議の運営等についての協議経過と結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小川晃司委員長、登壇願います。

○3番(小川晃司君) 議長の許可をいただきましたので、去る3月1日に開催されました議会運営委員会の協議結果等についてご報告いたします。

令和5年定例会3月会議の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、会議に付議されている案件は、町長からの提案に係るものとして、令和4年度分につきましては、条例制定が2件、一部改正が2件のほか、一般会計と特別会計の補正予算が6件の10件となっております。

令和5年度分につきましては、各会計予算が8件、条例制定が1件、一部改正が7件のほか、総合計画基本計画が1件の17件となっております。

なお、一般質問については、6名の議員から16件の通告があったことから、2日間の日程を 設定したところであります。

よって、令和5年度予算に関する議案等については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月10日から15日の4日間の日程で休会中の審査とすることにいたしました。

なお、議会からは、発議案件が2件のほか、産業建設常任委員会の所管事務調査報告が1件 上程されているところであります。

また、1名の議員より、町長等の執行方針に関して総括質疑が通告されております。総括質疑に係る申合せ事項については、例年どおりではございますが、次のように定めておりますので、改めてご報告いたします。

総括質疑であることに鑑み、計数的な事項や詳細事項についての質疑は避けて、大枠のもの にとどめ、再質問までといたします。

なお、持ち時間は、答弁時間を含む60分以内とするものであります。

以上のとおりの申合せになっていることをご報告いたします。

これらのことから、定例会3月会議の会期等につきましては、一般質問及び予算審査特別委員会での総括質疑や審査期間等を考慮し、本日3月7日から17日までの11日間としたところでございます。

また、昨日、山田秀人議員より、議案の日程変更について申入れがあり、本日の本会議再開前に当委員会においてその内容について協議いたしました。

申入れの内容は、本会議に上程されている個人情報の保護に関する関連議案及び発議の4件については、明日、個人情報の保護に関する法律施行条例について一般質問を行うため、これらの審議を一般質問後の日程にて行うことについてであり、協議の結果、この申入れを受けることといたしました。

よって、個人情報の保護に関する関連議案及び発議である議案第19号 豊浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第20号 豊浦町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第21号 豊浦町情報公開条例の一部改正について並びに発議第1号豊浦町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、3月17日の本会議において審議することに変更いたしました。

最後になりますが、本会議では新年度の予算の審議等もあり、期間も長くなることから、円滑なる議会運営に特段のご協力を賜りますことをお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向等につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会3月会議の会期等につきましては、議運の委員長報告のとおり、本日、3月7日から17日までの11日間といたします。

また、本定例会3月会議における町長からの提出議案、その他の資料等につきましては、それぞれ配付のとおりであります。

なお、説明員及び委任職員は16名であります。

以上、諸般の報告といたします。

◎議案第3号から議案第18号及び議案第27号

○議長(根津公男君) これより、議案の審議に入ります。

日程第4、議案の一括上程を議題といたします。

議案第3号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、 議案第4号 豊浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第5号 豊浦町病院 事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第6号 豊浦町職員定数条例の一部改正について、議案第7号 豊浦町墓地条例の一部改正について、議案第8号 豊浦町国民健康保険条例の一部改正について、議案第9号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第10号 第6次豊浦町総合計画後期基本計画について、議案第11号 令和5年度豊浦町一般会計予算について、議案第12号 令和5年度豊浦町簡易水道事業特別会計予算について、議案第13号 令和5年度豊浦町公共下水道事業特別会計予算について、議案第14号 令和5年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第15号 令和5年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について、議案第16号 令和5年度豊浦町介護保険事業特別会計予算について、議案第17号 令和5年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について、議案第18号令和5年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について並びに議案第27号 豊浦町漁業系一般廃棄物リサイクルセンター条例の一部改正についての17議案については、一括上程といたします。

なお、各議案の説明については、会議規則第36条第2項の規定により、省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第18号 令和5年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算についてまでの16議案に議案第27号 豊浦町漁業系一般廃棄物リサイクルセンター条例の一部改正についてを加えた17議案については、一括上程とすることに決しました。

次に、議会に提案された令和5年度各会計予算案の主要施策に関する町政執行方針について、 町長から説明を受けることといたします。

村井町長。

〇町長(村井洋一君) それでは、令和5年豊浦町議会定例会3月会議の開会に当たりまして、 令和5年度の町政執行方針について述べさせていただきます。

I はじめに。

新型コロナウイルスの感染者数につきましては減少しており、国は5月8日に分類を季節風インフルエンザなどと同じ5類に引き下げるといたしました。マスクは屋内で人と距離が取られない場合に着用を推奨しておりますが、個人の判断も含め見直しされるようでございます。

本町といたしましては、今後ともウイルス感染には敏感であることを維持しながら、社会経済活動に努めてまいります。

CO2等による地球温暖化による世界的な気候変動は、北極などの永久凍土の融解や台風の大型化・頻発化、集中豪雨による洪水や土砂災害、干ばつなど大きな災害を引き起こすとともに、動植物の生態系ばかりではなく、人間社会へも食料生産や健康などへ大きな影響をもたらしております。

国は、2021年9月にデジタル庁を設置しましたが、DX(デジタルトランスフォーメーション)化の先陣役となることで、社会が大きく変化していくことが予想されます。本町におきましても、デジタル社会に対応することで、町民にとっての各種サービス向上に向けて取り組む体制づくりを構築していきたいと考えております。

また、国ではカーボンニュートラル、北海道においてもゼロカーボン北海道を掲げるとともに、SDGs時代にふさわしい環境への取組について、市町村においても総合的かつ計画的に実施することが求められていることから、豊浦町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基

づいた施策を推進するとともに、「ゼロカーボンシティ」宣言も視野に入れ取り組んでまいります。

本町においては、人口減少や少子高齢化の進展をはじめ、ロシアのウクライナ侵攻や円安等により、本町の基幹産業である農業では肥料・飼料の高騰や、漁業に関しては養殖ホタテのへい死問題により大変厳しい経営状況となっていることから、地方税収の確保は厳しくなってございます。

一方、行政課題は山積しており、事業評価により住民ニーズ・時代に合わない事業について は、見直しを進めながら歳出を抑制し、効率的・効果的に取り組んでまいります。

人口減少による歳入減少は喫緊の課題であり、相当数の本町への移住・定住待機者がおられる現状を踏まえ、早急に取り組まなければなりません。このことから、組織体制を充実し、人口減少抑制に取り組んでまいります。

国を挙げての脱炭素社会推進の中、本町においては、家畜ふん尿を原料としたバイオガスプラントを整備し、有機肥料としての消化液を活用した土づくりによる循環型社会構築を目指すとして取り組んでまいりましたが、収支状況において計画とは大きな乖離が生じていることから、検討チームを立ち上げ、関係機関の指導・助言をいただくとともに、JAとうや湖とも連携を図り、収支改善に取り組んでまいります。

また、ハザカプラントにつきましては、減量化と適正な処理運営に取り組んでまいります。 商標登録され豊浦の特産品でございます豊浦いちご生産と併せ新規就農者を育成するために 整備された地域産業連携拠点施設いちご分校を活用するとともに、親方ネットワークとの連携 を図り、農業振興を図ってまいります。

昨年計画しながら執行することができなかった天然豊浦温泉しおさいの改修整備を行うとともに、アイヌ文化情報発信施設イコリやキャンプ場等の施設を生かし、一般社団法人噴火湾とようら観光協会や豊浦アイヌ協会をはじめ、関係団体等による観光振興につなげ、交流人口を増加させるとともに、移住・定住につなげ、人口減少抑制を図ってまいりたいと考えております。

Ⅱ 町政に臨む基本的視点。

本町の道しるべとして策定しました第6次総合計画(2018年度~2027年度)は、10年計画の6年目を迎え、新たなスタートを切るために、今後5年間の総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針とした後期基本計画に基づき、将来のまちの姿やその実現を推進するまちづくりの基本目標を達成するために各施策を推進してまいります。

また、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案し、第6次総合計画と連動した地方版 総合戦略を策定し、人口減少を和らげ、デジタルの力を活用した生活・経済圏の維持及び確保 を図る地域づくりを目指します。

以下、第6次総合計画の基本目標に沿って、各分野別に具体的な施策を申し上げます。

Ⅲ 分野別具体的な施策。

基本目標1. 魅力あるまちの実現。

政策1. 地域の持続的発展を促す産業振興。

農業の振興。

農業については、地域ブランドである豊浦いちご苗の安定供給を図るため、生産ハウスの整備に支援し、生産性の向上を図ってまいります。

また、農産物の安定的な生産・供給を図るため、年々増加している鳥獣による農業被害対策として、電牧柵等の整備に引き続き支援してまいります。

さらに、緑肥による土づくりと廃プラスチック回収処理に対する支援に加え、生分解性マルチの導入に対し、地域循環型持続的営農支援事業として継続支援いたします。

令和元年度より5年計画で進めております道営土地改良事業(豊浦北地区)につきましては、 農業用排水施設の更新、農地の再整備により、引き続き生産性の高い営農基盤の充実を図って まいります。

また、令和3年度より5年間計画で進めております道営土地改良事業(桜第2地区)につきましては、国営土地改良事業と連携し、用水路の新設や区画整理などを実施してまいります。

「地域産業連携拠点施設運営事業」につきましては、5年目を迎えます。令和4年度で研修 2期生の2組が研修を終え、4月より新規就農者としてスタートするところでございます。

本年度においても、親方ネットワークや関係機関との連携協力を図りながら、農業の担い手 育成に対し、継続的に支援してまいります。

畜産振興については、畜産担い手総合整備事業、牛舎環境改善整備事業を実施し、営農基盤の充実を図ってまいります。

林業の振興。

林業については、森林環境譲与税を活用した私有林等整備補助事業により、造林、下刈り、間伐等の事業に助成することで、未整備森林の解消と森林整備面積の増加を図ってまいります。また、森林資源の循環利用の推進に向け、伐採後の造林に対して豊かな森づくり推進事業を活用した計画的な私有林整備を支援してまいります。あわせて、町有林整備事業につきましても、計画的に造林、間伐等を実施し、森林環境保全整備事業補助金を有効に活用した森林整備に努めることで、適切な森林施業を推進してまいります。

水産業の振興。

漁業については、近年の原因不明のホタテ貝の大量へい死がホタテ養殖漁業者にとって深刻な問題となっており、各関係機関と連携し、原因究明に努めておりますが、いまだ解明されてございません。へい死貝を減らす要因の一つとして、稚貝の活力について研究機関からの提言を受け、令和3年度からの3か年の試験事業として、本町に適する可能性のある稚貝産地試験を継続実施してまいります。さらに、本町産のホタテ貝を活用した商品開発も行い、販売会により町の特産品や町のPRにも力を入れてまいります。また、漁業資源確保のため、本年度はナマコの種苗放流を実施するとともに、噴火湾海域でも進んでいる磯焼け対策への支援や漁場環境整備、資源量調査、アワビの種苗放流を引き続き推進してまいります。

漁港整備については、北海道が事業主体である豊浦・礼文の両漁港の長寿命化計画に基づき、 漁港の補修整備を促進してまいります。

商工業の振興。

商工業については、商工会が取り組む経営改善普及事業や地域振興事業をはじめ、とようら住宅リフォーム券事業、行政連携ポイント付与事業に引き続き支援し、地域内循環による経済活性化、消費の地域外流出抑制を図り、官民一体となって解決すべき課題を補完し、住民サービスの向上に努めてまいります。

政策 2. 移住・定住の促進に向けた取組の推進。

住宅の確保。

住宅の整備確保については、基本目標である「魅力あるまちの実現」に向け、住生活基本計画、空き家対策計画を基に住宅の確保に努めてまいります。

また、公営住宅施策については、公営住宅等長寿命化計画を基本とし、本町の特性に対応した安心して住み続けることのできる住宅供給を進めてまいります。

さらに、豊浦町耐震改修促進計画に基づく耐震化率の目標達成に向けた取組も推進してまいります。

民間住宅の確保については、住宅の新築や中古住宅の購入補助、民間賃貸住宅建設支援をしてまいります。

観光・交流の推進。

観光については、中核的組織となる一般社団法人噴火湾とようら観光協会の活動を支援し、本町特産品や地域における観光プログラムの開発など、町の資源を生かした魅力ある観光づくりを推進してまいります。さらに、インディアン水車公園内の付帯利便施設についても本年度から運営が開始されるため、フルシーズンを通して運営できる観光施設として、産業の活性化、雇用の場の確保、交流人口の増加に努めてまいります。

小幌駅の管理運営につきましては、町が駅業務の維持管理費用及び人的協力・支援の両面において引き続き負担し、管理してまいります。

また、ジオパークの重要なジオサイトであります小幌洞窟を含めた小幌周辺を観光資源の核の一つとして、道の駅とようらや天然豊浦温泉しおさいとも結びつけ、本町全体的な観光取組にも支援してまいります。

観光PRイベント事業については、食と観光や体験観光等のPRを行い、ふるさと納税返礼品に使用している特産品の販売とともに、町を広くPRしてまいります。

広域観光連携事業では、民族共生象徴空間(ウポポイ)や礼文華海浜公園に整備されたアイヌ文化情報発信施設イコリとの結び付きにも期待し、登別洞爺広域観光圏協議会等の取組とも連携しながら、その来場者の町への波及促進に努めてまいります。

また、長万部・黒松内・豊浦3町連携事業のはしっこ同盟についても、前年度に3町の異なる魅力を組み合わせた周遊ツアーを造成したところであり、今後は、ツアーの磨き上げや見直しを行いながら、北海道新幹線新長万部駅の開業を見据え、町内への入込み客数の増加や魅力発信をさらに図られるよう、連携を強化してまいります。

移住・定住の促進。

移住・定住の促進については、移住体験事業を継続して取り組むとともに、空き家バンク制度等と連携し、人口減少対策に取り組んでまいります。

基本目標2.豊かな生活環境の実現。

政策1. 安全・安心な地域をつくる取組の推進。

防災体制の構築。

近年発生した災害対応の教訓と関係法令の改正を踏まえて修正された国の防災基本計画及び 北海道地域防災計画との整合性を図るため、豊浦町地域防災計画の見直しを行います。

住民の迅速な避難を実現するため、令和4年に配布した防災ガイドマップに基づいた避難訓練の実施や職員の避難所開設運営訓練を行い、災害時に適切・迅速な対応ができるよう努めてまいります。

消防体制の整備については、消防事業・施設整備10年計画に基づきまして、町民の安心確保 を図ってまいります。

交通安全・防犯対策の推進。

交通事故防止及び犯罪防止については、交通安全協会、防犯協会、自治会等の関係団体と連携して、道路診断、パトロールなどを引き続き実施してまいります。

さらに、交通安全上、危険と考えられる箇所には、垂れ幕などの啓発資材を活用した安全対策を講じてまいります。

豊浦小学校周辺については、国土交通省と実施したハンプ実証実験の結果を踏まえ、警察をはじめとした関係機関と連携しながら、交通安全対策を講じてまいります。

消費者保護については、悪質な振り込め詐欺や架空請求などの被害に遭わないよう、情報の 提供及び啓発活動の取組を推進してまいります。

政策 2. 快適に暮らすための生活環境の整備。

道路・橋梁の適切な管理。

町道の維持補修については、橋梁の長寿命化対策及び道路の危険箇所の補修を計画的に実施 し、生活道路の安全確保に努めてまいります。

また、除雪体制については、GIS除雪管理システムを活用し、作業の安全確保、迅速かつ 丁寧な除雪、民間委託路線の体制維持に努めてまいります。

国道の整備については、国道37号のクリヤトンネル及びチャストンネルの狭隘解消、礼文華 地区の線形改良を近隣市町と連携し、引き続き国及び関係機関に要望してまいります。

道道の整備については、美和豊浦停車場線(浜町工区・旭町工区)及び大岸礼文停車場線等の整備促進に向けて、要望活動を継続してまいります。

町民の足となる公共交通の維持。

公共交通の維持については、地域公共交通活性化協議会と連携して、交付金、補助金等を活用しながら、引き続きサービスの向上に努めてまいります。

コミュニティバスについては、アイヌ政策推進交付金を活用し、より利用しやすく、より効率的な運行を行ってまいります。なお、利用料金については、町民の皆様のご意見を伺いながら、引き続き検討してまいります。

上下水道の維持と確保。

簡易水道事業については、施設及び配水管の更新事業を実施し、既存施設の維持管理等を適切に行い、安定した水の供給に努めてまいります。

生活排水対策については、老朽管改築更新工事を行うとともに、下水道未普及地域において、 合併処理浄化槽の整備を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を進めてまいります。

また、簡易水道事業及び下水道事業については、経営成績や財政状況等の経営の見える化を 図るため、令和6年度の地方公営企業化移行準備の事務作業を進めてまいります。

政策3. 豊浦町の魅力としての環境保全・活用。

ごみの適正処理とリサイクルの推進。

現在、西いぶり広域連合において進めております、新中間処理施設整備、現中間処理施設の 老朽化対策、最終処分場改修、公共建築物長寿命化計画に基づく各種施設の改修については、 構成市町において、住民負担の軽減に向け、事業内容及び事業費の精査に努めており、今後も それぞれの施設整備等が適正に行われるよう、引き続き検討してまいります。

また、生活環境対策については、廃棄物の最終処分量の減量を図るために、町民・事業者・ 町が一体となり、3R事業をより一層促進させてまいります。

自然環境保全の推進。

アイヌ文化は、自然と共生し、自然の恵みを神と崇める中から生まれたものであります。

これまでも、豊浦アイヌ協会とともに、本町のアイヌ文化の復興や伝承を実施してまいりましたが、国のアイヌ政策に関連して、令和元年度に豊浦町アイヌ文化関連観光プロモーション事業基本構想・基本計画書を策定しており、この計画に基づき、国の交付金も活用しながら、アイヌ民族が誇りと希望を持てるような施策を展開してまいります。

また、本年度はアイヌ文化施設の利用促進と本町のアイヌ文化の普及啓発を推進するため、

豊浦アイヌ協会や噴火湾とようら観光協会など関係機関とともに、活用方策について検証して まいります。

さらに、豊浦アイヌ協会における伝承者の育成を行い、より一層のアイヌ施策の促進を図ってまいります。

人々に自然の潤いと癒やしを提供する町内10公園については、利用者の安全を確保するとと もに、必要な修繕等を計画的に進めてまいります。

鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止対策協議会において、効果的な活動を行う有害鳥獣 捕獲用罠の整備を拡充し、伊達猟友会豊浦部会への活動に対しても支援してまいります。

地球温暖化防止対策の推進。

行政・住民・企業などの全ての人々は、温室効果ガス削減に資する低炭素化について、次世代を担う人々のため、また、安心して暮らしていける環境づくりのために、避けて通れない責任ある行動を取らなければならないものと考えております。

本町において、平成31年4月より稼働を開始したバイオガスプラントについては、原料や液肥処理を適正に管理・活用することにより、循環型まちづくりの推進と地域経済の活性化に努めてまいります。

また、町有施設を対象とした地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に掲げる目標達成に向けた取組の優先順位を定め、町の事務事業における温室効果ガス総排出量の削減を推進していきます。

基本目標3. 誰もが住みやすいまちの実現。

政策1. 未来を担うひとづくりの推進。

出産・子育て支援の充実。

子育て支援については、第2期子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策計画に基づくとともに、子ども・子育て支援会議においても検証しながら取組を推進してまいります。

保育サービスについては、町内の認可外保育施設と連携し、通常保育や障がい児保育の充実を図ってまいります。

また、国の幼児教育・保育の無償化に関連して、本町独自に実施しております無償化の対象とならない0歳から2歳までの課税世帯の保護者の保育料及び3歳以上の食材費の全額負担、学校給食費負担軽減事業、認可外保育施設等利用助成金支給事業、高校生通学費等補助事業、乳幼児等医療費無料化事業についても、継続実施して保護者の負担軽減を図ってまいります。

母子保健事業については、安心して子どもを生み育て、健やかな成長を促すため、妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援体制の構築を行い、乳幼児健診や相談、家庭訪問、健康教育、妊産婦健診、産後ケア、新生児聴覚検査及び不妊治療費などの助成を継続してまいります。

また、新たな支援策として、出産・子育て応援事業及び妊産婦安心出産支援事業による子育 て支援の充実を図ってまいります。

児童虐待防止については、児童相談所等関係機関との連携をより緊密なものとし、虐待被害の早期発見と拡大防止に向けて、担当職員の資質向上等、支援体制の強化に努めてまいります。 学校教育・社会教育の推進。

教育行政については、総合教育会議において、教育委員会と意思の疎通を図り、地域の教育 課題やあるべき姿を共有し、より一層生涯学習の充実を推進してまいります。

また、タブレット等 I C T機器を効果的に活用した取組をさらに加速し、学校内での活用と学校外での学びにつながりを持たせるようサポートしてまいります。

詳細につきましては、教育行政執行方針において教育長が説明いたします。

政策 2. 地域で暮らし続けるための医療・保健・福祉の充実。

医療提供体制の確保。

国民健康保険病院は、地域に密着した医療サービスを安定的・継続的に提供できるよう、「初心を忘れず、使命感をもって」を理念に、「信頼される医療の提供」などを基本方針として、町民の皆様のかかりつけ医病院として、必要な医療提供を行っております。

今年度は、さらに持続可能な地域医療提供体制の確保を図るため、病院改革プラン事業(令和4年度から令和8年度)に基づき、療養病床への病床転換をはじめ、病院職員の定数の見直しなどできるものから速やかに検討実施するとともに、総合保健福祉施設やまびこなどの町内の社会資源や圏域内の医療機関等との連携を行い、HUB機能を確立し、町民の医療、健康生活の充実を図ってまいります。

健康づくりの推進。

町民の健康保持については、がん検診、特定健康診査や特定保健指導、健康相談、家庭訪問などを着実に実施し、健康づくり体制の充実を図ってまいります。

また、依然として続いている新型コロナウイルス感染症の影響により、各種健診の受診率が減少傾向にあることから、受診勧奨と感染防止対策を徹底した事業運営により、受診率の回復に努めてまいります。新たに歯科健診を行い、歯科保健事業の推進を図ります。

なお、MRI・MRA検診費用助成事業についても、引き続き支援してまいります。

さらに、やまびこ、町民課及び国保病院が連携し、データへルス計画に基づく糖尿病性腎症 重症化予防事業等を行うとともに、各種予防接種事業も実施し、総体的な医療費の抑制に努め てまいります。

健康寿命の延伸に向けて、要介護の手前の状態であるフレイルを早期段階から予防する必要がございます。このため、高齢者だけではなく、中年期からのフレイル予防の体系化について、 医療、保健、福祉の連携により協議検討をいたします。

高齢者福祉の充実。

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3~5年度)は、計画最終年度となることから、新たな計画の策定を進めるとともに、現計画に基づく高齢者の介護予防事業も実施し、その検証をするとともに、介護を要する状態となっても、適切な介護サービスを利用することにより、介護度の進行を抑制し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる拡充と介護サービスの質的向上を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、外出や交流機会が減る状況は、少しずつではありますが、コロナ禍前に戻ってきてはいるものの、依然として閉じこもりや身体・認知機能などの健康への影響が懸念されております。

コロナ禍にあっても、感染予防を行いつつ、心身の機能低下を予防し、健康の維持を図っていく必要があります。このため、介護保険サービス利用のみならず、はつらつ運動教室などの一般介護予防事業、とようら大学や高齢者クラブ、地域サロンなどの介護予防に資する通いの場が複数提供され、また、町民自らが健康やフレイル予防などに関心を持っていただけるよう、普及啓発に取り組んでまいります。

総合保健福祉施設内の介護老人保健施設・デイサービスセンター・訪問介護事業所においては、併設する国保病院等と有機的に連携を図り、地域における介護ニーズ等に過不足なく対応し得る体制を構築するとともに、あらゆるアイデアを用い、サービスの質向上に努めてまいります。

また、民間活力を棄損することのないよう、公営事業所として、あるべき事業種別や事業規模を再検討するとともに、事業の持続可能性の最大化に向け、営業努力をしてまいります。

高齢者が自らの尊厳を保持し、可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるためには、地域のあらゆる社会資源が有機的に連携し、高齢者等を包括的に支える体制(地域包括ケアシステム)を拡充することが必要です。

そのためには、各種福祉計画に基づく事業を着実に実施することに加えて、施策の進捗状況、 事業効果を検証し、多様な町民のニーズに対応した介護サービス事業等社会資源の適正な確保 を推進してまいります。

高齢者福祉については、社会福祉協議会や教育委員会などとの連携を密にし、地域の高齢者との信頼関係を築けるよう、個別訪問などの見守り活動を推進することに加え、町民が主体となって行う活動の支援や、介護予防・日常生活支援総合事業等の充実に努めてまいります。

認知症施策については、全世代を対象とした研修会の開催や地域支え合いまちづくり事業の 推進など、地域住民へ認知症に関する普及啓発に努めてまいります。

障がい者福祉の充実。

第6期障がい福祉計画(令和3~5年度)は、計画最終年度となることから、新たな計画の 策定を進めるとともに、現計画に基づき、本町に在住する障がい者やその家族が地域で安心し て日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がい者を支援する施策を推進してまいりま す。

また、障がい者の居住支援のための機能を有した地域生活支援拠点の整備に向けた検討を進めてまいります。

基本目標4. 健全な行政経営の実現。

政策1. 町民と共に歩むまちづくりの推進。

住民参画の推進。

社会参加の推進については、郷土愛ふれあいトークや出前ふれあいトークを引き続き開催し、 その声を町政に反映してまいります。

地域コミュニティーの維持については、必要な自治会活動に対して引き続き支援をしてまいります。

さらに、若い世代が気軽に参加し、町民同士がまちづくりについて幅広く話し合える機会の 拡充と手法の検討を進めてまいります。

広報・広聴の充実。

広報・広聴活動の充実については、広報紙や町ホームページの内容等の工夫により、分かりやすい行政情報の提供に努めるとともに、町の多岐にわたる情報を豊浦町LINE公式アカウント及びフェイスブックでリアルタイムに提供してまいります。

また、コミュニティFMのワイラジオの行政情報の提供と普及に努めてまいります。

政策 2. 健全な行財政運営の推進。

行政運営の適正化。

人事評価制度については、住民ニーズを的確に捉え、それらに応えるサービスを提供するため、職員の能力を最大限に引き出し得る人事評価とその管理に努めるとともに、勤勉手当に人事評価の結果を適正に反映させてまいります。

職員研修の推進については、複雑・多様化する行政課題にも的確に対応できるよう、職員の 資質向上を図るため、各種研修を計画的に実施するとともに、昨年度管理職及び係長職に行っ たコンプライアンス研修を係職まで拡大して実施し、研修を積み重ねることで、職員のコンプ ライアンス意識の定着を図ってまいります。

事業評価を引き続き推進することにより、総合計画における政策、施策を着実に取り組んでいくための具体的手段として活用し、行財政運営の改善や行政サービスの効率化と職員の意識改革を図ります。

組織機構については、段階的に見直すこととしており、本年度は、国の子ども家庭庁設置に 伴い、町民課及びやまびこを中心として、全庁的な見直しに取り組んでまいります。

定員管理については、町民サービスの維持・充実を図るため、限られた人材や財源を最大限 に有効活用できる適正な定員管理が図られるよう、職員の定年延長を踏まえた見直しを実施し てまいります。

財源確保の取組推進。

債権管理については、債権管理マニュアルに基づき、事務処理の適正化を図るとともに、継続して、本町、壮瞥町及び洞爺湖町の職員を相互に併任し、滞納整理事務における協力と捜索による動産の差押え等、徴収技術の向上にも努めてまいります。

未利用の町有財産については、その有効活用について、順次対応を進めてまいります。

ふるさと納税については、返礼品事業者の拡充や魅力ある特産品開発による返礼品の充実を 目指すとともに、本町の魅力を発信することで、寄附額のさらなる伸長に向けて戦略的に取り 組んでまいります。

公共施設等の適正管理の推進。

公共施設等の老朽化対策については、昨年度、個別施設計画を策定したところであり、本年 度は、本体計画の公共施設等総合管理計画の見直しに着手してまいります。

多様なニーズに応じた墓地管理体制の支援。

お墓の管理については、少子化など時代の流れにより、お墓を継承する人がいない、維持管理が困難、お墓を建てるのが難しいなど、様々な理由によって対応に苦慮されていることに対する支援として、共同墓設置に関する制度設計に取り組んでまいります。

広域行政の推進。

西胆振地域のみならず、長万部・黒松内・豊浦3町連携会議はしっこ同盟においても、単独 では解決が難しい町の課題について、広域化を図ることで解決を目指してまいります。

IV むすび。

以上、令和5年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

今後とも世界人口は増加の一途をたどり、100億人に達するとされており、食料危機や地球温暖化に伴う気候変動により災害の増加や頻発化など、地球規模のリスクが高まっております。

世界の情勢を見ますと、ロシアのウクライナ侵攻から1年がたち、2国間だけではなく、欧 米をはじめとする国々が関与する状況となってきており、エネルギーや小麦をはじめとする穀 物及び肥料・飼料、諸物価が高騰するなど、世界経済が大きく揺れ動いている状況となってお ります。

このように世界経済が見通せない状況下、本町の大変厳しい財政状況を踏まえ、スクラップ・アンド・ビルドとフルセット主義からの脱却とした、今後の公共施設等総合管理計画や事業評価を着実に実施してまいります。

また、産業基盤である農業・漁業、観光振興の推進を図るとともに、ふるさと納税の寄附額を伸ばすことで、農林水産業者や商工業者の所得を向上させ、自主財源の確保に努めるとともに、受益と負担の公正性に取り組んでまいります。

大変厳しい財政状況ではありますが、町民生活が一番を政治理念とし、安心して暮らしやす

いまちづくりを目指してまいります。

無駄を省き、効率化と効果を追い求め、少しでも明るい未来が見えるよう取り組んでまいり たいと考えております。

そのためには、町(行政)だけでは成し得ません。

町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、町政 執行方針といたします。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分 再開 午前11時10分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

次に、教育行政執行方針について、教育長から説明を受けることといたします。

葛西教育長、登壇願います。

〇教育長(葛西正敏君) I はじめに。

AIやロボット、IoTなど社会の在り方が劇的に変わるSociety5.0の時代、新型コロナウイルス感染拡大など先行き不透明な予測困難な時代を迎えています。

このような変化の激しい時代にあって、未来において豊かな人生を切り開いていくためには、 自分の良さや可能性を認め、地域などの多様な人々と連携協働しながら、様々な困難を自ら乗 り越えていくことが求められています。

このため教育委員会は、学校教育と社会教育を両輪として、必要な資質・能力を育む教育行政を推進してまいります。

- Ⅱ 教育行政に望む基本姿勢。
- 1 学校教育。

「子供の可能性を最大限に引き出す学校づくり」という理念を学校と保護者、地域が共有し、 社会に開かれた教育課程を具現化する学校づくりを推進する。

2 社会教育。

生涯にわたり、生き生き、元気で心豊かな人生を送るため、地域における多様な学びの機会 や、個々の資質や能力を更新できる学びの場を充実させる社会教育事業を推進する。

Ⅲ 重点施策の展開。

次に、令和5年度において、重点的に取り組む施策を申し上げます。

- 1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す学校教育の推進。
- (1) 学力・体力の向上。

変化が激しく予測困難な時代の中でも適用するため、主体的・対話的で深い学びの視点による教育活動の充実が求められています。

学力・体力の向上に関しては、各学校で授業改善など組織的な実践を進めながら、小中各学校間の連携強化が必要となります。

教育委員会は、豊浦の子どもたちの課題である「読む力」「書く力」「伝える力」の育成を 図るため、小中9年間で発達段階に合った指導を整理し、授業改善を進めてまいります。

また、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図るため、西胆振でも先進的に取り組んでいるタブレット等、ICT機器を効果的に活用した取組をさらに加速し、学校内での活用と学校

外での学びにつながりを持たせるようサポートしていきます。

特別支援教育に関しては、学習支援員、介護員の配置を継続するとともに、各学校の特別支援コーディネーターによる学校間の情報共有等、連携の強化を図ります。また、医療機関や保育所、こども園、放課後デイサービス、総合保健福祉施設との連携を密にし、発達支援ファイルの作成等、一人一人の教育的ニーズの把握と組織的で具体的な指導・支援を続けます。

(2) 豊かな心の育成。

いじめや不登校の対応については、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、いじめの積極的な認知と組織的な対応によるいじめ防止や早期対応の徹底、不登校児童生徒への組織的、継続的な支援が必要です。

教育委員会は、豊浦の子どもたちの自己存在感、自己肯定感、自己有用感を高めながら、組織的に早期発見・早期対応ができるよう、児童生徒理解やいじめ防止等の研修の充実と学校・家庭・関係機関との連携強化を図ります。

また、不登校児童生徒の対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、教育相談、保護者面談を充実させながら関係機関との連携を図ります。

さらに、一人一人の状況により、適応教室やICT機器を活用した学びの保障を進めます。

(3) 生活習慣の確立。

本町の児童生徒は、テレビ視聴やテレビゲーム、SNSに関わる時間が多く、家庭での学習時間が短いということが調査結果により分かっております。このことは、学習意欲や健康面にも影響が出ると言われています。望ましい生活習慣の形成には、学校だけではなく家庭との一層の連携を強化した取組が必要です。

教育委員会は、家庭の協力の下、家庭学習時間や就寝・起床時間を把握し、規則正しい生活 習慣の大切さを啓発してまいります。また、望ましい電子メディアの利活用の保護者向けの研 修会を企画します。

(4) 地域との連携・協働。

各学校で進めている自然、産業、歴史等、ふるさと学習は、子どもたちが豊浦町を愛し誇りに思う、また、地域の一員としての意識を身につける効果的な教育活動です。学校や家庭、地域社会が一体となり、さらに教育力を発揮することが大切です。

教育委員会は、コミュニティ・スクールを生かし、地域の声と力を学校運営に取り入れて、 地域とともにある学校づくり(地学協働体制)を確立させます。また、有珠山噴火を想定した 防災・減災教育を学校の教育課程に位置づけ、取組の強化を図ります。

(5)健康教育・食育の充実。

生涯にわたって健康を保持・増進するためには、望ましい生活習慣・食習慣の定着が必要です。

教育委員会は、各学校に健康や食に関わる実態調査のエビデンスに基づく学校保健計画及び 食に関わる指導の全体計画を作成し、組織的な実施に向けた支援をします。

また、食の重要性や食文化等について栄養教諭による指導や地場食材を活用した給食提供を通して食育の充実を図ります。さらに、異物混入マニュアルや食物アレルギーマニュアルを徹底し、児童生徒に安全な学校給食の提供を図ります。

(6) 働き方改革の推進。

子どもの笑顔は、教職員の笑顔があってこそ生まれます。子どもと向き合う時間を確保する ために、学校における働き方改革を推進することが、今求められています。

部活動の地域移行が日本全体の課題の一つとなり、検討され進められているところです。本

町をはじめ全国的に都市部を除く地方は、民間のクラブチーム等の存在が乏しいという状況を 踏まえ、近隣の市町と情報共有し、存続可能な部活動の運営を考えていく必要があります。

教育委員会は、管理職に指導助言を行うことで、教職員の意識向上を図りながら、効率的な会議や学校行事削減等を進めます。また、出退勤時間の記録を徹底し、西胆振でいち早く導入した校務支援システムやICTの活用により、校務の効率化を推進します。さらに、スクールサポートスタッフを配置して、教職員の負担軽減を図ります。

- 2 生涯を通じ個性が輝き豊かさを実感できる社会教育の推進。
- (1) 学習機会の提供。

町民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、幅広く学習機会を設定し、心身ともに 健康で文化的な生活を送ることができるよう、世代を超えて学び合う学習環境を整えます。

特に、遺跡や礼文華山道等の豊浦町の歴史、文化を題材とした公民館講座を展開します。

(2) 伝統文化の継承と活用。

本町の歴史的・文化的資源である礼文華遺跡、小幌洞窟遺跡等の発掘・保護を北海道大学と連携しながら進めます。その活動については、町民の学習機会として広く周知するとともに、小中学校におけるふるさと学習の題材として活用を図ります。

また、次代を担う子どもたちに、ふるさと豊浦への愛着をさらに育むため、本町の歴史的資料やアイヌ文化資料を授業等の中で有効的に活用します。

(3) コミュニティスポーツの振興。

子どもの体力向上や高齢者の健康づくり、そして、親子の触れ合いや町民の交流が図られるよう、スポーツ教室の開催や指導者の育成を図ります。

また、社会体育施設の整備・充実について、利用者の声を聞きながら、より有効・活発に活用していただけるよう検討します。

(4)成人教育の推進。

家庭教育支援については、子を持つ親が自信を持って安心して子育てに取り組めるよう、総合保健福祉施設やまびこと連携し、子育て支援講座、ブックスタート事業を定期的に開催します。

また、子ども会活動については、地域の子どもの健全育成環境の充実のため、指導者の育成 を図り、各育成会が主体的な活動を行えるよう支援します。

(5) 青少年の健全育成。

児童の放課後活動を充実させるため、安全・安心な活動拠点を設け、スポーツや環境教育、 文化活動や地域住民との交流プログラムを展開し、地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる 環境づくりを進めます。

また、PTAや子ども会、スポーツ少年団などの活動と連携を図り、心身ともに健康で、心 豊かな青少年の育成に努めます。

Ⅳ おわりに。

豊浦町が人とつながり、自然と笑顔あふれるまちとなるためには、未来を担う人づくりの推 進が求められています。

教育委員会としては、学校・家庭・地域・行政による連携をこれまで以上に深めながら、本町の持つ豊かな資源を学校教育・社会教育それぞれの場で効果的に活用していきます。

学ぶことの楽しさ、分かることのうれしさを実感できる教育を図ることにより、生涯を通じて主体的に学び続ける意欲を育み、持続可能な地域づくりを担う人材を育成するため、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様、町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

〇議長(根津公男君) 次に、各会計に係る予算編成の概要について、副町長から説明を受けることといたします。

須田副町長。

〇副町長(須田 歩君) 令和5年度各会計予算編成の概要についてご説明申し上げます。

令和5年度の予算編成につきましては、国の政策の動向や町民ニーズなど、可能な限り情報 収集に努め、的確に対応するとともに、第6次豊浦町総合計画後期基本計画の四つの基本目標 に基づき、十分に効果が見込める施策を優先し、持続可能なまちづくりを進めるため、第1次 産業や子育て支援、観光の振興などの各分野について、予算編成を行ったところであります。

それでは、配付済みの令和5年度豊浦町予算編成の概要によりご説明いたします。

1ページをご覧ください。

単位は100万円でございます。

令和5年度の当初予算規模は一般会計56億7,300万円で、前年度当初予算と比較して8.3%、4億3,400万円の増額となりました。増額の主な要因につきましては、新中間処理施設建設に伴う西いぶり広域連合負担金や天然豊浦温泉しおさい施設維持補修工事、ふるさとドーム膜屋根張替工事などによるものでございます。

次に、一般会計から六つの特別会計と国保病院事業会計への繰出金については、総額で1,500万円増の8億6,600万円を繰り出して、それぞれの会計の収支均衡を図っております。

一般会計と特別会計、病院事業会計を合わせた八つの会計の予算総額は87億3,500万円となり、前年度と比較して5.4%、4億5,100万円の増額となりました。

次に、歳出から主な増減の要因について、款別にご説明いたします。

3ページをご覧ください。

主な増減の要因欄がありますが、星印が新規、丸は拡充、三角は縮小、バツは終了で表示しております。

まず、議会費では、前年度と比較して3.8%、200万円の減額でございます。主な要因は、議員1名の欠員による報酬の減額によるものでございます。

総務費では、前年度と比較して14.8%、5,900万円の増額です。主な要因は、ふるさと納税の 前年度実績を踏まえ、増加の見込みにより、積立金や返礼品などに係る経費の増加によるもの です。

民生費につきましては、前年度と同額でございます。主な要因は、新たに障がい者基本計画 策定等委託業務を計上し、国保事業や介護事業に係る繰出金は減額となりました。

また、引き続き子どものための教育・保育給付事業等の子育て支援策についても重点的に計上しております。

衛生費では、前年度と比較して21.3%、1億8,400万円の増額です。主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業は終了し、また、病院事業や公共下水道事業への繰出金が減額となりましたが、出産・子育て応援事業や共同墓設置事業等を新たに計上し、特に、新中間処理施設建設に伴う西いぶり広域連合負担金が大幅な増額となってございます。

農林水産業費では、前年度と比較して1.8%、900万円の減額です。主な要因は、新たに私有林整備事業を計上し、地域循環型土づくり支援事業については終了するものでございます。バイオガスプラント施設運営事業、ホタテアイヌブランド化事業、地域おこし協力隊及び水産物供給基盤機能保全事業等は、それぞれ拡充、縮小して計上となってございます。

商工費では、前年度と比較して28.5%、9,200万円の増額です。主な要因は、新たにまちなみ

整備事業に係る本町通り歩道照明整備工事や、道の駅とようら改修工事を計上するとともに、 天然豊浦温泉しおさい施設維持補修工事に係る所要額を増額いたします。

土木費では、前年度と比較して14.5%、7,400万円の減額です。主な要因は、新たに船見町仲通り線法面補修事業を計上し、除雪機械購入事業、林業専用道桜西川線開設工事については終了するものでございます。また、公営住宅住戸改善事業、豊浦町定住促進奨励事業及び橋梁補修事業につきましては、それぞれ拡充、縮小しての計上となってございます。

消防費では、前年度同額の1億8,900万円の計上でございます。前年度と同様の考え方で所要額を計上しております。

教育費では、前年度と比較して70.5%、1億7,900万円の増額です。主な要因は、豊浦小学校プール維持改修工事や中央公民館トイレ改修工事は終了したものの、新たにふるさとドーム膜屋根張替工事、礼文華小学校屋内消火栓ポンプ改修事業及び豊浦中学校体育館屋根塗装事業などを計上しております。

公債費では、前年度に対して2.4%、1,900万円総額の8億2,100万円を償還金として計上して おります。

給与費では、5億7,000万円を計上し、前年度比2.6%、1,500万円の減額となりました。主な要因は、職員の会計間異動等によるものでございます。

予備費につきましては、前年度同様の考え方により、200万円の計上でございます。

次に、一般会計の主な歳入予算についてでございます。

2ページをご覧ください。

同じく単位は100万円でございます。

町税は、3億6,700万円を計上し、前年度と比較して5.7%、2,200万円の減額となりました。 主な要因は、固定資産税に係るメガソーラーの償却資産の除去によるものでございます。

地方交付税は、普通交付税で算定方法の見直しなどにより、前年度と比較して、5,000万円減 の24億5,000万円を見込み、特別交付税は前年度と比較して1,500万円増の2億4,700万円を見込 み、合わせて1.3%、3,500万円減額の26億9,700万円の計上でございます。

使用料及び手数料は、バイオガスプラント液肥散布手数料について、昨今の肥料価格高騰に対し、農業者の方々の農業経営支援等の対応を図るため、減免の措置により減額となる見込みでございます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金や、デジタル関連事業等の完了 に伴い減額となりましたが、社会資本整備総合交付金は、1億1,100万円を見込み、財源の確保 を図ってまいります。

道支出金は、経常的な各種事業を計上しております。

寄附金は、ふるさと応援寄附金における前年度実績を踏まえ、5,000万円の増加を見込んでおります。

繰入金については、前年度と比較して42.8%、1億7,200万円増額の5億7,400万円となりましたが、歳入不足を補うため、財政調整基金、町債管理基金及びまちづくり基金などを取り崩し、収支均衡を図ることにいたしました。

諸収入につきましては、前年度と比較して12.0%、600万円の減額ですが、その要因は西いぶり広域連合への職員派遣が終了することに伴うものでございます。

町債は、前年度と比較して66.5%、3億5,100万円の増額ですが、主な要因は、新たにふるさとドーム膜屋根張替工事などを計上するとともに、天然豊浦温泉しおさい施設維持補修工事や、新中間処理施設建設事業が拡充することによるものでございます。

次に、令和5年度各会計予算説明附表に基づき説明させていただきますが、10ページの積立 金の状況をご覧ください。

令和5年度中の主な積立ては、ふるさと応援指定納付金1億円のうち、教育・文化及びスポーツ振興基金、まちづくり整備基金、小幌応援基金にそれぞれ積立てをし、そのほか利息等による積立てを見込んでおります。

また、取崩し予定額は、先ほど繰入金でもご説明したとおり、財政調整基金、町債管理基金 及びまちづくり基金などにより財源調整を図っております。

基金の令和5年度末現在見込み高は、北海道備荒資金組合納付金を含めた全基金合計で29億5,600万円としております。

次に、地方債の状況をご説明いたしますので、11ページの地方債現在高の状況をご覧ください。

令和5年度発行予定額の欄に記載のとおり、公営住宅建設事業債では、公営住宅建設事業、 辺地対策事業債では、継続事業の道営土地改良事業、一般補助施設整備等事業債では、豊かな 森づくり推進事業、過疎対策事業債では、継続事業のソフト事業のほか、ハード事業につきま しては、西いぶり広域連合負担金による新中間処理施設建設事業などを盛り込んでおります。

また、10割の交付税措置がある臨時財政対策債を計上し、一般会計総額で8億7,800万円の借入れを予定しております。

さらに、各特別会計等では、国保病院の電子カルテ導入事業などのほかは、継続事業について計上し、全会計借入総額は11億5,200万円としております。

続きまして、15ページをご覧いただきたいと思いますけれども、財政指標等の推移につきま して、参考に実績推計値をまとめております。

次に、各特別会計及び病院事業会計の概要をご説明しますので、16ページをご覧ください。 簡易水道事業特別会計では、令和5年度予算3億9,600万円で、前年度比15.6%、5,300万円 の増額で、その主な要因は市街地区簡易水道施設更新事業費の増額によるものでございます。 次に、18ページをご覧ください。

公共下水道事業特別会計では、令和5年度予算2億6,100万円で、前年度比5.1%、1,300万円の増額で、その主な要因は、公共下水道事業計画変更、ストックマネジメント計画策定など、委託業務が完了となりましたが、新規事業として機械・電気計装設備更新設計、雨水出水浸水想定区域内作成委託業務及び老朽管改築更新工事を計上したことにより増額となっております。次に、20ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計では、令和5年度予算5億6,300万円で、前年度比19.2%、1億3,300万円の減額で、その主な要因は実績を勘案し、保険給付費の減少となりました。

次に、24ページをご覧ください。

後期高齢者保健事業特別会計では、令和5年度予算1億4,600万円で、前年度比8.1%、1,100万円の増額で実績を勘案し、所要額を計上いたしました。

次に、26ページをご覧ください。

介護保険事業特別会計では、令和5年度予算5億5,000万円で、前年度比9.9%、6,000万円の 減額で実績を勘案し、所要額を計上いたしました。

次に、28ページをご覧ください。

総合保健福祉施設事業特別会計では、令和5年度予算3億1,300万円で、前年度比6.8%、2,000万円の増額で実績を勘案し、所要額を計上いたしました。

次に、30ページをご覧ください。

国民健康保険病院事業会計では、収益的収入及び支出においては、令和5年度予算8億3,400万円で、前年度比15.9%、1億1,500万円の増額で、その主な要因は病院改革プランに基づき、療養病床に転換することに伴い、入院患者数の増加を見込んでいるものでございます。

資本的収入及び支出では、支出において令和5年度予算1億7,700万円で、前年度234.3%、1億100万円の増額で、その主な要因は設備投資に関して、前年度の診断用X線装置、画像読取装置、ベッドサイドモニター装置の更新が終了いたしましたが、新たにリハビリ室改修、電子カルテシステム導入、画像診断システム更新などを図ることによるものでございます。

なお、内部留保資金の令和5年度末残高見込額は3億8,100万円を見込んでおります。

また、職員の状況につきましては、31ページに記載のとおりでございます。

最後に、33ページから49ページまでは、当初予算に必要となる投資的・政策的経費の財源内 訳調べに特別会計を含めて整理しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、令和5年度各会計予算編成概要についてご説明申し上げました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(根津公男君) これで、町長の執行方針等の説明を終了いたします。

ここで、お諮りいたします。

議案第3号から議案第18号までの16議案に議案第27号を加えた17議案につきましては、議長除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第18号までの16議案に議案第27号を加えた17議案につきましては、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査とすることに決しました。

ただいま、予算審査特別委員会が設置されましたので、委員会条例第7条第1項の規定により、議長は本席より、予算審査特別委員会を3月10日午前10時に開催いたしますので、議事堂に招集することを口頭で告知いたします。

よって、当日は、委員会条例第7条第2項の規定により、出席委員中の年長委員により予算 審査特別委員会における委員長等の互選をお願いいたします。

引き続き、議案の審議に戻りますが、冒頭の議会運営委員長報告にありましたように、議案第19号、議案第20号、議案第21号並びに発議1号の4件については、17日の最終日に審議することとなっておりますので、ご承知おき願います。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分再開 午後1時00分

- ○議長(根津公男君) それでは、休憩を閉じて再開いたします。
 - ◎議案第22号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第9号)について
 - ◎議案第23号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
 - ◎議案第24号 令和 4 年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
 - ◎議案第25号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

◎議案第26号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第5号)について

〇議長(根津公男君) 日程第5、議案第22号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたしますが、日程第6、議案第23号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、日程第7、議案第24号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第8、議案第25号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第9、議案第26号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第5号)についての補正予算案につきましては、繰出金の関係において関連があることから、一括して説明を求めることといたします。

提案理由の説明を求めます。

須田副町長。

○副町長(須田 歩君) それでは、議案第22号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第9号)についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ7,425万円を追加し、総額を55億8,840万1,000円といたします。

また、議案書21ページの第3表、繰越明許費補正により翌年度に繰り越して執行するとともに、議案書22ページの第5表、地方債補正により地方債を変更いたします。

補正内容につきましては別添の補正予算概要書のとおりですが、その主な事業についてご説明いたします。

初めに、歳出についてですが、民生費では、身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者・障がい児の自立支援医療費に係る給付件数の増加に伴い、所要額を増加いたします。

衛生費では、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から 出産・子育てまで一貫して、身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴 走型の相談支援を充実させ、経済的支援を一体として実施するため、出産・子育て応援事業を 追加いたします。

土木費では、降雪により除雪の出動回数が当初見込みから増加したことにより、除雪に係る 委託料などを増額いたします。

そのほか、生活路線バス維持費補助金、放課後児童健全育成事業委託料などを増額するとと もに、各事務事業における執行残を減額いたします。また、特別会計への繰出金につきまして は、所要額を増額及び減額いたします。

次に、歳入につきましては、歳出に係る財源調整として、国庫支出金、国庫補助金及び道支 出金などを増額するとともに、町税、地方交付税及び町債を減額措置いたします。

また、財源調整として、基金、繰入金の財源更正を実施しております。基金、繰入金につきましては、本年度の5月補正、いわゆる政策予算の肉づけ補正の際に、財政調整基金より1億5,111万1,000円を財源として補正予算を編成いたしましたが、中期財政計画では、5億円の基金残高を維持するという目標の下、実施したものでございます。

しかしながら、本年度の補正予算におきまして、水産残渣物及び残渣水等の多額の補正予算が見込まれることによりまして、財源調整として繰入れする財政調整基金からの繰入金が4億程度に膨れ上がる見込みとなったことから、先ほどご説明した基金残高5億円の目標を維持するため、まちづくり整備基金や教育、文化及びスポーツ振興基金から繰入れの増額と、財政調整基金からの繰入れを減額することで、各費目、事業への財源を改めて調整いたしました。

次に、一般会計からの繰入金を伴う特別会計補正予算の概要をご説明いたします。 議案書の40ページをご覧ください。

議案第23号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申 し上げます。

ここで、大変恐縮でございますけれども、1か所訂正をお願いしたいと思います。

第1条の金額の単位について、2行目になりますが、千円単位で表記するところを、「円」 のみしか記載してございませんので、「千」を記載していただきたいと思います。追記をお願 いするとともに、おわびを申し上げます。

続けさせていただきます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ179万2,000円を減額し、総額を3億4,500万7,000円といたします。

また、議案書43ページの第5表、地方債補正によりまして地方債を変更いたします。

補正の目的ですが、歳出では、経年劣化により、老朽化した水道施設の更新に伴う事業費の 執行残により減額いたします。

歳入につきましては、事業費の減額に伴う財源調整として、国庫補助金の減額と合わせ、工事費の一部が起債対象外となったことから、町債を減額するとともに、その財源調整として、 一般会計繰入金を増額措置いたします。

続きまして、議案書の49ページをご覧ください。

議案第24号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ330万7,000円を減額し、総額を2億5,524万6,000円といたします。

また、議案書52ページの第5表、地方債補正により地方債を変更いたします。

補正の目的ですが、歳出では、合併処理浄化槽の設置基数の減少により、事業費を減額いた します。歳入につきましては、事業費の減額に伴う財源調整として、浄化槽負担金、町債及び 一般会計繰入金を減額措置いたします。

続きまして、議案書の58ページをご覧ください。

議案第25号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入内におけます2,837万3,000 円の増減でありますことから、総額には変更ございません。

補正の目的ですが、国民健康保険被保険者数及び所得額の減少により、国民健康保険税を減額補正に合わせ、財源調整として一般会計繰入金を増額措置いたします。

続きまして、議案書の65ページをご覧ください。

議案第26号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第5号)について ご説明申し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ36万円を減額し、総額を3億316万円といたします。

補正の目的ですが、歳出では、会計年度任用職員の任用形態の変更に伴う、給料等の減額及び報酬の増額をいたします。

歳入につきましては、居宅介護サービス費収入の増額及び施設介護サービス費収入の減額に 伴う財源調整として、一般会計繰入金を増額措置いたします。 以上、議案第22号から第26号についての提案理由の説明でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(根津公男君) それでは、説明が終わりましたので、初めに、議案第22号 令和4年 度豊浦町一般会計補正予算(第9号)についての質疑があれば許します。

山田議員。

○1番(山田秀人君) 概要書を見ながら、お伺いいたします。

17ページの水産商工観光課の所管で、小幌駅の維持管理費なのですが、事業の内容の中に老朽化に伴う改修、人命救助等を実施したということですけれども、これは訓練だったのですか、それとも、何か事故があって緊急的なことで実施した、そういうことによる歳出の増大なのですか。

長谷部水産商工観光課長。

- ○水産商工観光課長(長谷部 晋君) 人命救助の件につきましては、昨年の7月9日に小幌駅を訪れたお客様が1名、海岸のほうに降りて行ったのですが、その途中が悪路で、今度は登れなくなってしまったということで、消防隊員が2名出動しています。そのほかにJRの職員が1名立ち会って、その方を救助したということになってございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。
 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今の関連だけれども、救助できたということなので、それはそれでいいですが、我々も小幌駅を利用するときに、我々も駅で降りたり、今、悪路と言っていたけれども、下に降りていくとあそこに洞窟があって、そこまで行くときに、年齢とか、様々な状況で危険なので、何か対策をすべきだということが私の脳裏にありますが、今後はどういう状況にするのか。小幌駅や下の洞窟まで含めて、いろいろな観光振興をしていこうという目的は分かりますが、現状は、今後も降りたり登ったりする方々がいるので、十分な対策をしているのか。そこを通行止めとか、駄目だというなら別だけれども、その辺の思いだけをお尋ね申し上げましょう。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 先ほど申しました人命救助の部分は、駅から海岸に向かって右側のピリカ浜のほうでした。そちらは道の修正ができないものですから、行かないようにということで看板は設置してございます。

ほかには、文太郎浜や小幌のほうの岩屋観音は、昨年、町内業者と見て回って、修正しなければならないところにロープを張ったり、ちょっとした長さの橋を架けたりという修繕をして安全対策を講じていますので、現在のところは観光で訪れても大丈夫なようになってございます。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 大里議員。

○5番(大里葉子君) 今回は人命救助が行われたということですけれども、以前にも個人的にお話ししたことがあるかと思うのですが、過去には小幌の浜に桟橋から渡す橋があって上陸できて、私も昔にその船で小幌の浜に上がったことがあります。ただ、海が荒れたり台風などでそれをずっと維持できないかもしれないという話を過去にも聞いてきましたけれども、例えば、こういうことがあったときを考えて、また、今後の観光振興に向けても、桟橋を利活用できる渡す橋をつくり、そこからもしものときや何かあった場合に船でも救助することができるというお考えはありますか、お尋ねします。

- ○議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **○水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 現在のところは、そういう考えはございませんけれど も、今後のことを考えますと、また何かあるかもしれませんので、検証させていただければと 思います。
- 〇議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 概要書の1ページ、これは償却資産なのでしょう。令和4年度の課税に関しては、令和4年1月1日現在稼働しているか稼働していないかによって課税するか課税しないかという申告が発生するのですか。これは、いつ、どういう稼働の仕方をしていたのですか。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 町には、昨年の夏頃にその法人から連絡がありまして、大雪に遭って壊れて、その後に修繕する予定で会社が動いていたのですが、半導体の導入が間に合わず、もう稼働できないという連絡があり、半導体の導入は今後もなかなか難しい状況で、現状では稼働できていないという報告があったことから、今回の減額になりました。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** これに課税する時期というか、するしない時期の期日は決められているのではないですか。例えば、去年の夏ということは、1月1日現在は稼働していたわけでしょう。そして、去年の夏に何かがあって稼働できなくなった、それで減価償却ができなくなったということですが、固定資産税というのは、法人税などとは違って1年遅れていますから、これも課税しなければいけないのではないですか。違いますか。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 実際に施設自体は以前に壊れていて、ただ、私どものほうに報告等があったのは昨年の夏です。ですから、その後の負担の部分については、全額還付する形になっております。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** ということは、去年の1月1日はもう稼働できない状態にあったということでしょう。それぐらいから、こういうふうになるのですよ。分かりました。それで分かりました。正確な課税をしてください。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。
 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** これも関連なのだけれども、同僚は地方自治、特に、固定資産税、税務については特化した方でもありますが、実は去年の夏頃に耳打ちはしていました。損傷とか、いろいろ様々な事情で、ちょっと歯切れが悪かったのですが、今は、太陽光の関係、我々がお析りをするときに豊浦神社に参加させていただいたこともあったのですが、結局、今はもう活用されていないという状況なのですか。

最初は、いろいろな目的があって、豊浦町のためにも前進するような思いで受け止めていた のですが、半導体云々ということですが、現状はもうしないということなのですね。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 現状は稼働していません。ただ、会社のほうでは、修繕する予定 ということは聞いております。ただ、修繕時期がまだ決まっていないのが現状でございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

山田議員。

- **〇1番(山田秀人君)** 生活路線バスの維持費補助費、3ページですけれども、結局、私鉄のバス会社に運行を委託して、一定の利用がなかったため赤字になってしまった、だから、その赤字を補塡するのだという理解でいいのですか。そういう決めになっているのですか。
- 〇議長(根津公男君) 竹島地方創生推進室長補佐。
- 〇地方創生推進室長補佐(竹島英和君) こちらの補助につきましては、山田議員がおっしゃったように、生活路線バスの維持の補助で、2路線ありまして、しおさい前から洞爺湖温泉、しおさい前から上稀府の2路線で、赤字部分の経費が出た場合に、豊浦のキロ数の割合を乗じて、その半分を補助するという要綱がございまして、それに基づいて補助しております。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** ということは、利用するお客様の使用料、バス賃が少なくなったから赤字が出たのか、それとも運行するに当たって燃油等が異常に上がってそのようになったのか、ほかにもありますか。そういういろいろな事情の詳しいところは分からないですか。単に利用者が少なくなったことでの赤字なのですか。どうなのですか。
- 〇議長(根津公男君) 竹島地方創生推進室長補佐。
- 〇地方創生推進室長補佐(竹島英和君) 赤字の部分につきましては、主に利用人数が減っておりまして、これにつきましては、令和3年10月から令和4年9月の実績に基づいて補助するのですけれども、今回の実績が401人だったのですが、前回は716人でした。しおさい前から洞爺湖温泉の利用人数ですが、716人から401人に減りました。

あとは、しおさい前から上稀府の利用人数の実績は5,299人いたのですが、前年は7,774人で2,475人減っておりまして、人数と燃油の高騰もあると思うのですけれども、そういった意味で赤字が増えたということで、今回の増額の補正になったものでございます。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。
 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 一、二点だけ、概要書でお尋ねいたします。

概要書の18ページ、19ページの建設課ですが、除雪で様々な経費がかかることは分かります。ただ、あまりにも補正額が多いなという思いもありまして、概要書を見ると、19ページの実績及び見込金額①、②とあるのですが、1月から3月の使用見込み、ここに数字も載っています。当たり前に計算されたと思うのですが、平たく言うと、この3月に、どれだけの金額を見込んでいるのかということと、2月までに幾らかかったのかということです。若干の違いはあると思いますが、そこのところを一つお尋ねしましょう。

もう一つは、最初から見込み違いではないか、そんなことも含めて正しく回答願えればなと 思います。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- ○建設課長(武石 修君) 除雪費の委託の関係かと思います。

まず、当初の見込みが甘かったのではないかというご指摘かと思います。これに関しましては、当初の予算では最低限のものしか計上しておらず、実際に雪が降り始めまして、今まで2月末まで除雪を稼働しております。3月も、まだ排雪等もありますが、そちらも含めての数字を申し上げます。

まず、3月分をどれだけ見込んでいるかということですが、金額にして約1,200万円ほどを見込んでございます。2月までの執行済額でございますが、2月の請求がまだ来ていないところもあるので、概算として押さえていただければよろしいかと思いますけれども、12月から2月

までで約4,200万円ほどかかっております。今回補正をさせていただいて、最終的には5,987万2,000円という数字になりますので、その残りが3月の予定ということもありますが、3月に関しましては、今申し上げたように、排雪は各所に堆積している雪の排雪作業を行う予定をしておりまして、3月には約5回ほど出動する見込みで、約800万円ほど支出する見込みになってございます。

そのようなことで、今回、増額補正をさせていただいた次第でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 今の説明を受けると、金額のことなのだけれども、数字が当初予算と補正される予算、これには報酬が出ていないから、ちょっと差があるのかなと思ったのですが、細かいことはいいでしょう。

それで、委託料も明確に出ています。そこから、2月から3月の稼働の見込みだから、これ も細かいことはいいでしょう。

報酬の関係で、時間外、課長の説明では予算は少なめに見るのだ、出たら補正すればいいのだとしか思えないのだけれども、そうではなくて、この時間外手当の当初予算の計上と、実績見込みの差がすごいと思うのです。これもすごい見込み違いではないかという認識なのだけれども、そこのところをお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 報酬に関しての質問かと存じますが、当初、確かに24万1,000円ということで、時間外を少なく見ていたのですが、実績としましては、5人のオペレーターの方々にお支払いする時間外手当になります。

当初、1人当たり時間数にすると20時間程度しか見ていなかったというところです。実際には、このような金額になってしまい、10倍ぐらいとなっている現状です。ただ、こちらに関しましては、先ほどの委託料とは直接関係ありませんが、実際に出動している時間数は全部積み上げて見込みを出したものでございます。こちらに関しては、確かに議員がおっしゃるように、当初の見込みがというところはありますけれども、一応、今回はそういった形で補正させていただきたいと考えております。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) いろいろな見込みや予算の計上の仕方がありますけれども、そんなふうに思ったので、いずれにしても補正すればいいというものではないし、多少の違いなら分からないわけでもないが、それでも去年みたいな極端な大雪でもなかっただろうし、当初からやはり少し甘いと思っていますけれども、令和5年度の予算の計上の状況はいかがですか。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- ○建設課長(武石 修君) 令和5年度に関しても、同じ考えで計上させてもらいます。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 18ページ、19ページの関連です。今、これを3,500万円ほど補正しているけれども、これはオペレーターに超過勤務手当、時間外手当を払っていなかったのですか。 今まではつけて、とにかく後でお金を払うから、どんどんやってちょうだいという格好にして、これから予算ができて払うという後づけの予算という格好にしたのですか。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 後づけという言葉がふさわしいかは別として、形としてはそうなろうかと思います。一応、毎月の報酬等はきちんとお支払いをしているのですけれども、時間

外のほうがちょっと不規則になってしまったりという諸事情がございまして、そういった形で 対応させていただいております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** それと燃料費です。これはもう実績が出ていて、1月はもう請求書が来ているはずですから、それをちょっと待ってくれといってまだ払っていないという状況なのでしょう。違うのですか。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **○建設課長(武石 修君)** こちらに関しましては、払っていないということではございません。ほかの科目で見込んでいるものもありますので、そちらから支出させていただいております。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 会計上、不正な流用をしないように、ぜひ守っていただきたいと思います。

それから、電気料の上昇に対応するため所要の経費を増額補正しているのですが、22ページを見ていたら教育委員会のほうですね。これはただお金だけを出しているのですが、どういう計算になって、どうなのかということぐらいはやらなければいけないと思います。こういう出し方でお金を出すのが一番いいけれども、どういうふうに電気料が上がっていったのか、どこがどういうふうに使われているのか、学校環境維持管理事業といっても、中学校費ですね。それがどういうものなのか、そこを具体的に説明したほうが納得を得るのではないかと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 22ページにつきましては、中学校に係る電気料ということで、補正させていただきたいところです。中身的に、電気料は毎月変わっている部分がありまして、私もうまく説明できないところがありますが、議員がおっしゃられたとおり、金額的な部分が不足というか、2月、3月分は払えないような状況になっていますので、55万2,000円ということで計上させていただいているところです。

学校については、コロナ対策の部分がありますので、換気だとか、もろもろのことをしており、サーキュレーターを使って対応しておりますので、電気料的にはかかっております。一般家庭でもかなりの電気料がかかっていることですので、この金額でご理解をしていただければと思います。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) 相変わらず不明確な答弁が多いようで、窓を開ければ寒くなるから暖 房しなければならないのは当たり前でしょう。それで、ここにいらっしゃる説明員の方という のは、社会のいろいろ複雑なことをきちんと解き明かして町民に説明する場なのですよ、ここ は。そこで私も分かりませんからと言うのは、不誠実なところもあるのではないかと思います。 ぜひそこは改めていただきたいと思います。

次の23ページです。これは執行残ということですが、例の平和教育の修学旅行の補助金です。 実施した日、人数等が報告されていますが、全体の対象者はどのぐらいあって、参加率は100% だったのか、それでこういう結果になったのか。

ここのところは、豊浦町の学校教育の中での平和教育をいかに充実させて、これから平和や 未来を担う子どもさんたちがどう学習していくかという豊浦町の大きな柱の一つになっている はずなので、ここは充実していかなければならない事業だと思いますが、結果はどうだったの ですか。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 今回の48万4,000円減額している部分につきましては、コロナの関係がありまして、毎年、ここに書かれているとおり、4月20日前後に2泊3日で、広島、京都に修学旅行に行ってございます。

当初の予算では、コロナの関係がありますので、もし4月に行けなかった場合も想定して、4月につきましては、旅行関係では閑散期なので若干安い金額で行けるような状況になっています。予算のときについては、要は4月がそういう状況で行かれなければ、7月にということで考えておりましたので、7月になりますと繁忙期ということで、飛行機代とかもろもろが結構高くなりますので、129万9,000円という予算計上をさせていただいところでございます。

実際には、4月の閑散期の安い時期に修学旅行ができたということで、当初予算より48万4,000円を減額したということになってございます。

生徒は16名全員が行ってございますし、引率の教員は5名で、21名が参加しているところでございます。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- **〇1番**(山田秀人君) 24ページです。

コロナウイルスの感染による事業の中止及び縮小ということで、減少したのだということです。プールの一般開放とスポーツ奨励事業報奨金と二つあるのですが、何を中止して何を縮小したのかがよく分からないのです。これも先ほどのものと同じで、ただ金額をずらっと書いていますが、どういうことだったのですか。

きちんと授業をしたのか、大体は書いているけれども、そこら辺のところを詳しく分かるように説明してください。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 一つ目のプールの監視員報酬の減額につきましては、当初から一般開放ということでプールを開放する予定でおりました。一部はしていたのですけれども、8月に入ってコロナがはやり出しましたので、一時中断という形で一般開放をやめてございますので、8月の夏休み期間中から暑い時期があったのですけれども、豊浦町でも感染がありましたので、中止としておりまして、それに係る監視員の人たちの人件費の減ということで、61万6,000円を落としているところです。

もう一つのスポーツ奨励事業報奨金につきましては、当初は100万円の予算を計上してございました。これにつきましては、各少年団とか中学校とか一般の方々が全道・全国大会に行く経費を一部私どもで助成している経費でございます。今年度の実績としては、7件ほどの大会に参加しておりますけれども、60万円ということで、残りの40万円を減額しております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** プールの監視員の報酬ですが、8月になってコロナがまた蔓延したので、閉鎖せざるを得なくなったということで、結局は雇用の機会を奪われたわけですね。そうなると、補償も含めたら、蔓延を防止するわけですから致し方ないけれども、申し訳ないですが、収入の機会が奪われてしまったということになります。

この単価は幾らぐらいで雇っているのですか。非常に安い金額なので、応募したけれども、 もう辞めてしまった人もいると私は聞きましたけれども、去年よりも安い金額で募集をしてい ると聞いたのですが、一体幾らの単価で雇ったのですか。

- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 単価は、今、頭の中に入ってございません。申し訳ありません。金額については、1,000円前後かなというふうに思ってございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** ですから、ここはきちんとやらないと、一つの決算みたいなものですから、これは出してくださいよ。今度の予算審査特別委員会でも聞きますけれども、そこはぜひ明らかにして、雇用しやすい働きやすい環境にぜひしてもらわないと、ただ指をくわえて、プールのそばで立っている人を雇ってもどうしようもないです。そういうプールのやり方というのはちょっと問題があるのではないかという気もします。

これは予算委員会でも聞きますので、資料等を持って参加してください。ぜひお願いいたします。

それから、30ページの国民健康保険税です。

これを課税したら、当初見込んだよりも税金が入らなかったので、結局は道に納めるお金が下がったことにならないのか、納付金との関係ではないのか、ここを分かりやすくお願いします。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- ○町民課長(竹林善人君) この国民健康保険税の2,800万円の減額なのですが、例年、この時期に、このぐらいの金額をずっと減額しているのですね。その原因というのが、当初賦課の前のデータ収集が国からデータが来るのですけれども、それを国保連のシステムの中で算定すると、この当初賦課の金額になります。ただ、その当初賦課の金額自体が、軽減対象者を算定していない金額で賦課をするものですから、この時期に実際に賦課したときに、所得が6月に確定しますので、そのときに軽減世帯の方が何名いて、所得の2割、5割、7割の軽減の部分が判定されると、その分が全て当初賦課より少なく算定されているのが現状でございます。

今回の2,800万円につきましても、あくまでも当初賦課の時点での課税と、実際に6月以降に 算定したときの金額が2,800万円違っていたと、被保険者数が少なくなった部分も要因です。

ですから、今回このように2,800万円、多分、ここ何年かそういう形で減額しているのですが、その賦課の仕方も令和5年度以降は改善したいと考えております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 分かったような分からないようなところですが、実際は財源調整ですから増えもしない、当初どおりの予算の確保ですからいいのですが、一般財源からその他の財源に振り替えたということで、その他の財源は何なのかということです。どこかから減った分のお金が来たのですか。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** どこかから来たわけではなく、あくまでも一般財源として繰り入れを増やしたというだけでございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。
 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今と同じような内容ではありますが、歳入関係と内訳関係の説明を求めます。
- 〇議長(根津公男君) 阪下総合保健福祉施設事務次長。
- **〇総合保健福祉施設事務次長(阪下克哉君)** 歳入につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所療養介護、施設入所の四つの中で、訪問介護については利用実績がプラスに転じました。

短期入所も同様にプラスに転じてございます。ただし、通所介護と施設介護サービスの長期入 所の部分は、軒並みコロナの影響と、通所介護に至ってはお亡くなりになる方も含めて自然減 のため、通所介護、施設介護サービスについては利用実績が減じたという結果でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今、私の申し上げた介護サービス事業というのは、豊浦町でやっている事業ですね。
- ○議長(根津公男君) 阪下総合保健福祉施設事務次長。
- ○総合保健福祉施設事務次長(阪下克哉君) やまびこの中の2階の老人保健施設、あとは1階のデイサービスセンター訪問介護事業所でございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 繰り出しがあるので、合併槽の当初3基で予算計上したが実績見込みが、これは2基か、それにこの内訳も歳入と支出があるのだけれども、これについても説明を求めます。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** 合併処理浄化槽の設置分の減額に対するものでございます。

目的にもありますように、予算では当初3基計上させていただいておりましたが、実際には2基のみの設置で1基分余りましたということで、この工事費、歳出にある工事費を減額するものです。それに伴いまして、本来いただく分担金、あとは繰り入れ、それに係る町債、これに先ほどの工事費に応じる分をそれぞれ減額し、今回補正させていただくものでございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** ここに書いてあるのですが、最終1基というのは、いつ頃に把握できたのですか。
- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **〇建設課長(武石 修君)** その1基が不要になった時期ということでしょうか。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 何を言いたいかといったら、同僚も元は役場職員勤務で、議員になって、反省の意味で自分も役場職員のときはそういうふうにすべきだと思って皆さんにアドバイスをしているという思いもあるのです。

3基という根拠があって予算計上をしたのですね。そして、2基やらないというのはいつ分かったのか。

何を言いたいのかといったら、もう新年度に入る時期ですね。そういうことが早く分かった ら各課と連携できることだけれども、早めに減額補正をするのがあなたたちではないかという ことを申し上げているのです。

何年も前にも申し上げたのですが、そこのところです。

- 〇議長(根津公男君) 武石建設課長。
- **○建設課長(武石 修君)** まず、3基をどういう形で見込んだのかというところですが、これに関しましては、予算編成前に、ある程度前の年度に合併処理浄化槽を設置したいというご相談と、特に公共下水道が入っていない地域になりますが、こちらで家を新築したいというご相談等があった際に、それらを見込んで予算計上させていただいております。

実際には、今回予算で3基計上させていただいて、2基しか設置がなくて1基減額補正を今回させていただくようになりますが、残りの1基の見込みがいつということですが、いかんせん、冬になりますと、こちらの工事等もありますし、時期的には12月の年明けたぐらいにはも

うないのかなと考えましたので、今回3月で減額補正をさせていただいたということでございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 了解です。分かっていたら早くできたのではないのかということだけです。

それから、これもまたちょっと関連があるので、これも財源調整というか、32ページもお尋ね申し上げておきますが、これも収入歳出を説明願います。

- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) こちらにつきましては、やまびこの会計年度任用 職員の給与費でございます。当初、フルタイムで見ていた会計年度任用職員につきまして、年 度内でパートタイムに振り替えた部分がございまして、それに伴います財源の調整ということで、フルタイムからパートタイムに移行したことに伴い、フルタイム分が減りまして、パート タイム分が増えた形になってございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 説明が上手過ぎて、数字で解釈するとちょっと違うなと思うのです。 私の言っていることが間違っているかもしれないけれども、フルタイムが減ったとか、パート タイムが増えたと言っていましたが、もうちょっと分かりやすくお尋ねします。何を言いたい かといったら、これも、そちらの施設の収入に関わることだと思うのだけれども、そこら辺は また予特でやるからいいのですが、こういう方が減額することによって収入が上がるのか、何 かいろいろな事情で事業が少なくなっているのか、言葉足らずかもしれないけれども、そこの ところの根っこを知りたくてお尋ねした次第です。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- 〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) ここで直接収入に大きく関わる部分はないのですが、フルタイムは通常職員と同じような形態で、1週間、簡単に言えば月曜日から金曜日まで40時間弱というか、40時間まではいかないのですが、そういう形です。パートタイムは、それより短い時間で28時間とか30時間程度の方をパートタイムで任用してございます。当初、フルタイムで見込んでいた方の分を短時間のパートタイムに振り替えて任用していますので、本来は長時間を見込んでいた部分がパートタイムに振り替えられたことによって、その分を調整して、今回、減額補正させていただくものでございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) そのときにまたお尋ねしますけれども、もう一つ、10ページです。

当初の目的の生活習慣病、がん検診も含めて、これは決して悪いことではないのですが、毎年、それなりの見込みで計上することは構わないのだけれども、健診を受ける人が少ないものだから委託料もということですが、令和5年度もそれと比較して、人口減なのか、あるいは、今やっていることがマンネリ化して、ちょっとした欠陥があるのか、町外に行くのか、できることであれば皆さん自らが、自分の健康は自分で守るという観点が一番いいのだけれども、実は、私も高度な健診についてはほかへ行きます。豊浦町の今後の健診のいろいろなPRの仕方もあるかもしれませんが、その辺の思いというか、目的というか、約400万円ぐらいが減額になるわけだけれども、そこら辺の思いと取組についてお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 皆さんにぜひ受けていただきたいという思いが一番大きいのですが、保健センターが担当部署で、保健師はいろいろ頑張って勧奨をしておりま

す。昨年受けていただいた方には引き続き受けていただくように、また、新たに成人病健診をしていただいて、内容によっては個別面談もさせていただいています。時期的なものがどうなのかとか、やはり、この時期は1次産業の方々はお忙しいのでなかなか難しいとか、秋口といいますか、農業の方は11月ぐらいがいいのではないかとか、今は5月と11月という形で成人病健診とかがん検診もやっているのですけれども、コロナもあったりして、去年もおととしも受診率が低くなってきております。果たして、どういったことで健診率を上げられるか、他の健診率が高い自治体を参考にしたり、いろいろと勉強もしておりますが、それでも健診率上昇のこれといった具体策がなかなか難しい状況ですけれども、今後、再度、時期とか時間帯の工夫とか、広報とかいろいろな媒体も使って、より検診・受診率が上がるように工夫をしていきたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今までずっと継続なものだから、誰がいいとか、誰が悪いではなくて、 今、事務長が言ったように、令和5年度に本当に様々な検討をするのか、口で言うのは簡単な のだけれども、再度そこをお尋ねしましょう。例えば、どんなふうに工夫するのですか。
- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 令和5年度早々にいきなりということはないのですけれども、この予算づけをするときに、年間のスケジュールが決まっていますので、時期的なものはどうなのかという話をしていますが、令和5年度になるか、6年度からになるか分からないですけれども、時期的な部分とか時間的な部分については、他自治体の事例も検証しながら工夫していければなと考えてございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 32ページは藤原事務長のところです。先ほども同僚議員からあったけれども、当初はフルタイムだったのですね。そして、結局、パートに変わったのでしょう。ですから、その分の人件費ということで、本来、やまびことしては、そういう人たちを要望していたのだけれども、実は、そんなに長く働けないから、短い時間で雇用させてくれということだったのですが、結局、短くなった分は、どなたかが仕事をしなければならないということになるわけですね。

ですから、この原因は何なのかということですが、個人個人のこともあるし、ギャラが安いから給料をもうちょっと上げてくれないと、このぐらいならもう家に帰って、子どもの世話をしてもいいということもあるかもしれませんが、そういう分析というか、本当はここでフルで働いていただいて、やまびこのいろいろな事務処理というか、いろいろな業務をやっていただきたいということですが、そういうことができなくなったということについての業務の停滞ということが出てくるわけです。そこら辺のなぜこうなるのかというところはどうですか。分析なさったのですか。給料が安かったのか、環境がよくなかったのか、いじめがあったのか、いろろ考えられますが、どうですか。

- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- **○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君)** 個々のご事情もありますので、詳しい分析はできていないのですけれども、もともとうちでフルタイムを想定していたのですが、パートタイムでしか働いていただけなかったというのが一番大きいところでございます。それは個人の事情ですが、フルタイムで想定したところで足りなかった分、職員でカバーできていたところもあると考えますが、今後はできる限り予算に見合った人員配置ができるようにと思いますが、や

まびこだけではなく、ほかも人的な部分で募集をしてもなかなか来ないというのが現状ですので、全体を通して人不足というところは否めないと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 国保病院は、4月1日から療養型になって、給与改定から何からみんなして、正規化するということです。ところが、やまびこだけが結局は取り残されていくという状況になるわけです。ですから、今言ったような状況が生まれた場合、全体の業務でほかのいる人にしわ寄せが行くというのが当たり前の考え方です。ですから、そういうところを含めて、今後、この運営をどうするかを考えていかなければ、辞めていってまた募集する、辞めていってまた募集するということになるから、安定した雇用、そして、安心して働けるように、それはいろいろな面ですよ。給料から、働く状況、人権保障、これをきちんとしないと、なかなか来ないのではないかということです。

10ページですが、先ほど同僚議員も、がん検診のスケジュールとか、いろいろなことでなかなか受けてくれないということですが、これは負担が伴うのか。私はよく分からないのですが、幾ばくかの負担があって、今、消費税とか、物価が上がったとか、いろいろ皆さんにご負担を願うことがあって、差し控えるというものがないかどうかも考えなければならないところがあるのですが、どのように理解していますか。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時10分再開 午後2時20分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 それでは、山田議員に対する答弁をお願いします。 藤原総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 山田議員から、個人の負担によるものによって、 それが足かせになって受診率が下がっているのではないかということですが、確かに健診の種類によっては多少のご負担をしていただくものもございますが、ご負担のないものでも受診率が低いものもございますので、一概にそこだけではないのですが、そういった部分で高かったりすることもございます。ただ、うちは他の自治体と比べてもかなり健診の受診料はお安くなっていると思ってございます。

先ほど渡辺議員のときに答えればよかったのですが、今年は、5月の健診のときには出張健診といいますか、大岸の会場で今回やってみようという試みを保健師のほうで考えておりまして、4月の広報にその分を入れます。そういったような工夫しながら、あと今後は高齢者の方は、やはり足がないとか時間帯によっては、うまくバスが使えないとかの時間帯もありますが、そういう時間帯の工夫も必要かなと考えておりますので、そういう部分も含めて受診率向上に向けて検討していきたいと考えてございます。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 石澤議員。

○7番(石澤清司君) 32ページの同僚議員2人が質問したことで確認ですが、本来は補正予算だから質問の内容が次年度に関わりがないのですが、ちょっとお許しをいただいて、このフルタイムからパートタイムに替えた一つの要因として、所得の壁という103万円と134万円の関係があって、それで計算していくと103万円を超えると、旦那さんの経費としてそれがもらえな

いこともあるだろうし、134万円を超えると社会保険の関係も出てくるという関係でフルタイムからパートタイムに変更になったことなのか。それも含めて一つの大きな課題になるので、先ほど事務長から募集してもなかなか人が集まらないことと、もう一つは、国が要支援1・2を介護保険から外したのです。それから、2025年度までには、要介護1・2を外すのではないかという中で、結局、介護保険の報酬が下がっていくものだから、当然、それに見合った給料が出せない、下げざるを得ないという状況なのです。

もう一つは、国民健康保険は医療報酬なものだから、そこで働いている人と同じ仕事をやっても、今度は病院で働いているほうが下がらないで、逆に上がるということもあり得るのです。病院は医療報酬の絡みだし、やまびこは介護報酬の絡みなのです。だから、国もそれに乗じて下げていくのですよ。今後は豊浦町として施設もあるだろうし、要支援・要介護1・2のことを今度は町がやらなければならないことになると、当然、仕事は増えるのですが、人がいないということは、給料をそれなりに担保しないと、なかなか勤めてくれる人もいないということです。当然、その関係の補塡は町がしていかなければならないというのが私の考え方です。

そういうことも含めて、今、フルタイムからパートに変わったということだけれども、今後 はそういうことも想定して、令和5年度に向けて介護職員の給与関係をどうするのか。

給与の条例改定もあるのだけれども、そこはちゃんと所管が分かっているのだから、こういう給料とか職員を雇うにしても、なかなかいないことを町部局に強く言っていくと。そして、町部局ではその金額をしっかり補塡する考え方で進めていかないと、行く行くは本当に大変な状況になっていくのではないかというのが私の取り方なのです。

今、フルタイムからパートタイムに変わったということも含めて、そこをどういうふうに捉えるのか。これだけの減少という捉え方もあるだろうし、ほかのところと比べて給与が安いということでなかなか人が来ないのかどうかも含めての捉え方もある。

今、フルタイムとパートタイムをやっている人は、長くやっていただけるからいいのですが、 行く行くは、会計年度職員ではなくて、基本的には正職員として採用していかないと駄目なの です。そこは、町長を含めて町部局に強く言っていかないと、介護関係の事業はやっていけな くなるのです。人がいないと、できないのです。

そんなことも含めて、今後、やまびこの事業としてやっていくのだから、そこをきちんと捉 まえて言うべきことは言う、そうしていくべきだろうと私は考えているのです。

これは、補正予算にちょっと関係する話ですが、その辺も含めて今ここで答弁してと言っても大変だと思うのですけれども、まず、フルタイムとパートタイムの関係について、今は個人情報の関係で話ができないこともあろうかと思うのですが、分かる範囲内でご答弁いただければと思っています。

○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。

○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 個別の事情もありますので、詳しい部分は言えませんが、今回の場合については、扶養の関係とかではなくて、たまたまフルタイムで想定したものがパートタイムになったということで、個人的な事情で任用形態が変更になったものでございます。

加えて、大きな給与の体系といいますか、実は昨年から介護士を正規の職員で募集してもなかなか来ない状況でした。やっと先月に1人応募があったという状況で、正規で募集してもなかなか来ないので、給料が安いのかというところも考えたのですけれども、うちの次長はもともと民間にいまして、民間の給与と比べても正規職員としたときには、町職員はかなり優遇されていると言っておりますので、うちの正規職員の給与体系は、会計年度ではちょっと落ちる

かもしれませんが、手当等も含めますと処遇としてはかなりいいと思うのですが、それで応募 しても来ないというのが現状であると思っております。今後、この部分を町部局とどう交渉し ていくかという話になってきますが、財源的な部分もありますし、町全体の財政に関わってく るものですから、慎重に考えていかなければならないと思っております。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 先ほどは、ないと言って失礼しました。

細かいことだけれども、5ページの保険福祉係のところですが、障がい者、障がい児認定者 が利用した自立支援医療費です。これは何人かという中身だけを教えてもらいましょう。

- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) たしか4件ないし5件で、例えば、1件入院するとか更生医療で手術をしますと相当な金額になりますので、その方が1件増えるだけでも100万円単位で増えます。詳しく何件という部分はございませんし、それほど件数としては増えていないのですが、今、人工関節などの置換術がかなり増えてきてございまして、それを1件やりますと、高額な医療費になってきますので、今回、そういった増加に伴いまして増額補正をさせていただくものでございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 後でもいいから、何人かという中身だけをお願いします。 それから、8ページの総合保健施設事業運営に係る繰出金、ここに支出もあるのですが、そこを説明願います。
- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- **〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君)** これは、31ページ、32ページ、33ページに関わる 歳入の調整による繰出金になってございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) これは、繰出金の増ですね。調整していると思うのだけれども、この 見方としては、総合保健福祉事業の収入と支出から見て、どういうふうに思えばいいのですか。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- **〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君)** 簡単に言えば、やまびこの特別会計の収入補塡を 944万円しているということです。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第23号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についての 質疑があれば許します。 (「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第24号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第25号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 計論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第26号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第5号)についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第28号 豊浦町課設置条例等の一部改正について

〇議長(根津公男君) 日程第10、議案第28号 豊浦町課設置条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 3月議案令和4年度追加分という別刷りの議案書の1ページをお 開きいただきたいと思います。

それでは、議案第28号 豊浦町課設置条例等の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町課設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、人口減少対策やウクライナ情勢による原油価格の高騰等への対応をはじめとする重要政策の推進に当たり、限られた人員を有効に活用し、効果的・効率的な執行体制の構築を図りつつ、総合力を発揮しながら、将来にわたってきめ細かく、質の高い行政サービスを提供していくため、令和5年度の組織機構改正を行う必要があることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、令和4年度分条例改正等新旧対照表でご説明しますので、新旧対 照表の1ページをお開き願います。

第1条の総務課の事務分掌においては、第1号、儀式及び表彰等に関すること、第2号、議会及び町の行政一般に関すること、第3号、公告式及び例規に関すること、第4号、職員の人事、給与及び福利厚生並びに研修に関すること、第5号、行政改革に関すること。第6号、自治会に関すること、第7号、財産の取得、管理及び処分に関すること、第8号、市町村合併に関することでございます。

2ページをお開きください。

第9号、広報公聴に関すること、第10号、統計に関すること、第11号、その他、他の主管に 属しないことといたします。

それから、地方創生推進室を廃止し、政策財政課を新設いたします。

政策財政課の事務分掌においては、第1号、総合計画に関すること、第2号、総合戦略に関すること、第3号、行政評価に関すること、第4号、ふるさと納税に関すること、第5号、広域圏計画に関すること、第6号、公害対策に関すること、第7号、脱炭素に関すること、第8号、予算、その他財務に関すること、第9号、情報化に関すること、第10号、防災及び災害救助に関すること、第11号、公共交通に関すること、第12号、交通安全に関することといたします。

また、建設課においては、第4号、住環境づくりに関することを新設いたします。

4ページをお開きください。

機構改正に伴い、豊浦町総合計画及び総合戦略策定審議会条例の改正で、第7条において、 審議会の庶務は地方創生推進室から政策財政課に改正いたします。

議案書の4ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

- **〇議長(根津公男君)** 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) 機構改革をして、これをもって今ある人員を有効に活用する、そして 効率的な執行体制の構築を図りながら、総合力を発揮する、きめ細かく質の高い行政サービス を提供するのだという崇高な決意を提案理由として述べられましたが、今までの機構というの は何だったのかということです。あれだけの仕事を一つのところに集めてやったという課もあるわけですよ。そして、いろいろなそごが出てきて、刑事罰までに発展していったというそう いう反省がここには一つもうたわれていないけれども、そういうものが下敷きにあるのではないですか。そこら辺のところはどうなのですか。
- 〇議長(根津公男君) 須田副町長。
- **○副町長(須田 歩君)** ただいまの山田議員からのご質問でございますけれども、旧産業課につきましては、昨年の6月に機構改正いたしまして、現在、それぞれの重要案件について業務を執行している状況でございます。

こういった組織機構に関しましては、時代やその時々の課題なり方向性、様々なことがあろうかと思いますので、常にそういった社会状況も踏まえながら我々は業務執行をしていかなければならないと考えておりますので、そういった上で、組織を見直しつつ、よりよい効率的な業務ができるように考えていくべきだということで、このたびの組織機構の改正に至ったという状況でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 今までのことを踏まえつつこういうふうになったということで、具体的にはあまりうたわれておりませんでしたが、課設置条例のそれぞれの課の業務内容をここに列挙していますが、最近うたわれているのは、女性が職場に参画する、女性が社会に参画する、議会もそうですけれども、そういうような世界の流れがあるのです。そうすると、各市町村においても、男女共同参画とか、道にも男女共同参画を所掌する課はどこですとか、さらに言えば、ジェンダー平等というか、性的ないろいろな社会差別があって、男女の差がずっと100年も続いていて、こういうものを解消するというのが今の世界の流れなのです。そこら辺のところの位置づけというのはどの課で所掌するのか、そういうものはないのですか。課設置条例からどこの課にするかということは分かるのですけれども、その中でいろいろ所掌するものがあるのですが、前も聞いたかもしれませんけれども、どのように考えていますか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- **〇総務課長(本所 淳君)** 男女共同参画、ジェンダー平等、そういった部分の大枠としては 総務課庶務係で所管します。

今回の設置条例につきましては、各課それぞれ業務がいっぱいある中で、ある程度主立ったものということで列記させていただきましたけれども、各係の事務分掌規定もございますので、そちらで細かい部分は提起させていただいておりますが、大本は総務課、それから、内容によっては各課に事業として委託する部分もございます。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎発議第2号 豊浦町議会委員会条例の一部改正について

○議長(根津公男君) 日程第11、発議第2号 豊浦町議会委員会条例の一部改正についてを 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山田総務文教常任委員会委員長、登壇願います。

○1番(山田秀人君) 発議第2号でございます。

豊浦町議会委員会条例の一部改正についての説明をいたします。

この条例については、一部を改正する条例で、配付のとおり定めるものであります。

提案理由といたしましては、豊浦町課設置条例の一部改正により、機構改革が行われたため、 所要の改正が必要となったものであります。よって、本条例案を提出するものであります。

お手元の資料をご覧ください。

豊浦町議会委員会条例の一部を改正する条例ということで、次のように改正します。

第2条第1項中、「地方創生推進室」を「政策財政課」に改めます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

なお、資料として新旧対照表を配付しており、関係する総務文教常任委員会に該当するもの となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第29号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第10号)について

○議長(根津公男君) 日程第12、議案第29号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第10号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長谷部水産商工観光課長。

〇水産商工観光課長(長谷部 晋君) 議案第29号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第

10号)についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ698万円を追加し、総額を55億9,538万1,000円といたします。

補正の内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりでございますが、歳出では、天然豊浦温泉しおさいに係るLED照明設備につきまして、前指定管理者であります豊浦町商工会において設置されたことから、この設備を令和5年3月31日時点における定額法により計算した固定資産減価償却帳簿価額の5割相当額にて、固有財産として譲受するため所要額を追加補正いたします。

歳入におきましては、歳出に係る財源調整として財政調整基金を増額措置いたします。 以上で、議案第29号の提案理由の説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば受けたいと思います。 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** これを教科書どおり言うと、様々な思いや願いはあるとしても、当事者が、直接利害のある方がいるのですよ。それは本当に断腸の思いだけれども、除斥をしていいただく取り計らいを議長のほうから誘導していただけませんか。直接利害があるのですよ。これは普通の議案ではないのです。そこのところを議長の取り計らいで教科書どおりやりましょう。
- **〇議長(根津公男君)** 今、渡辺議員の除斥に関する話だと受けますが、このことについて事務局長から説明させていただきます。

荻野議会事務局長。

○議会事務局長(荻野貴史君) 除斥に関するところについてご説明させていただきます。 以前も資料をお配りしたときがあったと思うのですが、補正予算と除斥ということでの事例 のご紹介をさせていただきたいと思います。

事例といたしましては、予算の審議に当たっては、直接の利害関係を有する者であっても除 斥されないという行政実例があるということです。補正予算が提案され、その内容が特定の幼 稚園に対する補助金のみで、その経営者が議員である場合でも、当該補正予算の審議に当たっ て除斥の必要はないかという事例に対する回答としましては、除斥の必要はないということが 全国町村議会議長会から発行されているものの中身でございます。

以上をご紹介させていただきましたので、ご判断をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 議長の指名で、実例を交えて、そういう解釈が分からないわけではないのだ。私も法律家ではないのでね。ただ、言っている意味は、柔軟に解釈すればそのとおりだと思うのです。それでも、補正だろうが、何だろうが、直接の利害者ですよ。ただ、本人がもらうわけではないけれども、あくまでも議員イコール、これが一般の役員であれば別だけれども、商工会長となると、みんな商工会長の名前で上がるのです。そこら辺の解釈から言うと、けんかするとかそういうことではなくて、これは教科書どおりにするのが当たり前であって、それをできないのであれば、これは豊浦町議会の崩壊だ。代表ですからね。局長、そこのところはいかがですか。
- 〇議長(根津公男君) 荻野議会事務局長。
- **〇議会事務局長(荻野貴史君)** ただいまの行政実例のご紹介の繰り返しになるところが一部

あるのですけれども、これはあくまでも見解でございますので、踏まえてご検討くだされれば と思います。

議員が補助金の交付を受けている団体の会長、理事の職にある場合、補助金が計上されている予算の審議に当たって除斥されることはないという行政実例があるということです。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 確かに商工会の事例ですが、これは何回も繰り返して、そして日程まで変更して追加議案という取組もあっただろうし、実例も分からないわけではないです。ただ、ここは豊浦町なのですから、豊浦町としてどうするかということです。局長、どうすればよろしいですか。実例ばかりではなくてね。
- ○議長(根津公男君) このことについては、今、事務局長が言われましたように、事務局長の立場、また、私、議長の立場としても、行政実例を参考にしていきたいと思っていますので、ひとつご理解をいただければと思います。

山田議員。

〇1番(山田秀人君) 議長の見解は局長を通じておっしゃられましたが、もともと除斥というのは、利害関係にある人がこの議案に直接関与するということですから、今、局長がおっしゃられた一つの実例集はそれで理解できるけれども、その実例がこの議案のものなのかどうかというのは定かではありません。

今回の議案を見ると、まさしく商工会から物を買うために引継ぎとは言っても、698万円の予算をつけるのだということですから、直接ここの審議に参加するということなのです。

ですから、この実例集で言うと、商工会というのは法人です。常時、支配力を有するものというのは会長との実例集にはあるのです。会長はこの法人について該当して、一つの支配力を有する者であるということですから、本件の場合は、まさに直接関係があると考えれば、どういう立場の方がここに参画するかを考えると、非常に難しい話なのです。町民から選ばれた格好でやるけれども、実際はその法人の会長であり、そういうものなのだということであると、議案審議から採決までの間、どちらの立場でやるかというのは、はっきり言って分からないです。ですから、あやしいものは除斥すべきだということで議員必携にも書いてあるということです。

これは私の一つの論法ですが、議長はそこら辺のところを十分に分かっていて言ったのだろうと思うのですが、私としてはそういう見解であります。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時58分再開 午後3時10分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

先ほどの渡辺議員、山田議員からお話をいただいたのですが、私としては除斥の対象にならないと思ってございます。

小川議員。

○3番(小川晃司君) いろいろご意見がございまして、このまま議会を混乱させるわけにいきませんので、質疑・討論までは議場の中にいさせていただきたい。採決になったら退場いた

しますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

- ○議長(根津公男君) それでは、質疑があれば受けたいと思います。 小川議員。
- **○3番(小川晃司君)** 全員協議会の中でもなかなか発言することができなかったのですけれども、議場に上がってきたものですから、一言述べさせていただいて、質問もありますので、お伺いしたいと思います。

このLEDの問題に関しては、昨年の3月31日、4月1日からは指定管理者が替わるということが分かっていて、LEDの問題が残っているということは町のほうも十分理解されていて、このLED問題を解決するにはどうしたらいいのか、役場のほうから金額を提示してくれということで、商工会も金額は提示させていただきました。それを踏まえて、商工会と役場で2度ほど協議をさせていただいたのですけれども、その協議……。すみません。1年間、ここまでLED問題が上がってこなかったのはなぜなのかということをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** この議案が本日提案されたのはどうしてかということでございますが、5月26日付で商工会さんから要望が上がってございます。具体的に金額が提示されて、何度か協議をしてきました。議会の皆様にも、全員協議会でこれまで5回も協議させていただきました。しかし、なかなか理解も得られていなかったというところもございましたので、本日になったということでございます。
- 〇議長(根津公男君) 小川議員。
- **○3番(小川晃司君)** 2度ほど役場と協議をさせていただいたのですけれども、協議した内容と違うことで議案に上がっています。協議したことを全くほごにするのか、その辺のご意見、考え方をお聞きしたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。
- **〇水産商工観光課長(長谷部 晋君)** 先ほども申したとおり、議会の皆様にも協議してきまして、その中でなかなか理解が得られなかった。当初は1,075万円という数字で提案を考えておりましたが、その金額では無理だろうというお話もございましたので、2月22日に商工会の会長様と、2人の副会長のうちの1人、あと事務局長の3人が町長のところに来ていただいて、町長と副町長と私とで協議をさせていただきました。

その中で、先ほどの提案理由の中にもありますけれども、令和5年3月31日時点の帳簿価額の半分ということでご提案して、そのときには納得されていたのではないかという思いではいたのですけれども、特に698万円で意見はなかったものですから、それでこの金額で提案させていただいております。

- 〇議長(根津公男君) 小川議員。
- ○3番(小川晃司君) そのときの話では、一度持ち帰って役場に回答させてもらい、その後に上程するという話だったと商工会としては思っているのですけれども、全員協議会の資料の中に既に、698万円というのは、商工会が回答する前にこの金額が表に出ているのですね。それは、あまりにも商工会を軽視したやり方ではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。
- 〇議長(根津公男君) 須田副町長。
- **○副町長(須田 歩君)** ただいまの商工会に対する軽視ではないかというご質問でございますけれども、決してそのような考え方はございません。先ほど長谷部課長からも答弁させていただいたとおり、この間、私どもは、全員協議会の中で金額を提示しながら議論をしてきた状況でございます。そういった中で、なかなか前に進まないという状況がございましたので、考

え方を改め、商工会さんのほうとも協議をさせていただいたということでございます。

あくまでも我々は、議会を十分尊重しつつ上程する立場でございます。しっかりした中身を持って上程していかなければならないということでございましたので、最終的には今回提示させていただいた698万円という考え方に至ったということでございます。

我々として最善の検討をした結果ということで考えてございます。

- ○議長(根津公男君) 小川議員、一応は3回までになっていますが、特に許します。 小川議員。
- ○3番(小川晃司君) 今、僕が言いたかったのは、商工会からの回答を得る前に698万円という数字が議員の皆さんに配られたのです、資料が。だから、商工会の回答を待たないでこういう数字を出すということが軽視しているのではないかと僕は言っているのです。いかがですか。 (何事か言う人あり)
- ○議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時17分 再開 午後 3 時19分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 須田副町長。

○副町長(須田 歩君) 大変申し訳ございません。答弁漏れというご指摘を受けましたので、 改めて答弁させていただきたいと思います。

商工会さんとの協議経過をお話ししますと、2月22日に、私ども町として改めた考え方をご 説明させていただいたところでございます。

その中で、先ほど長谷部課長からも答弁させていただいておりますけれども、商工会の三役さんとの協議の場でございました。以前の全員協議会の中でも私から確認させていただいておりますけれども、本件LEDに関しましては、商工会さんの三役に一任されているという確認は取っておりました。2月22日の役場と商工会さんとの協議は、三役さんということで、私どもは協議の場に立っていたということでございます。その協議の場の中で、特段、商工会さんのほうから具体のお話がなかったという状況もございました。そういったこれまでの経緯などから判断して、本件のような状況になってございます。

〇議長(根津公男君) ほかにありませんか。 勝木議員。

○4番(勝木嘉則君) ちょっと確認したいことがありまして、いろいろ資料をいただきました。申し訳ありませんけれども、私の未熟な考えではどうしようもないということなので、法律的な人に聞いていただいて、商工会も町も、頭を冷やすというわけではないですけれども、少し冷静になって考えてもいいのではないかということで、こういう資料をいただきました。これは定例会の3月会議の説明資料で、令和4年度分ということで追加資料で3月7日の分です。

この中も含めてですけれども、平成30年3月に町に報告とありますけれども、この前にLEDの工事を商工会が行うということを町が事前に把握していたかということです。これについてお答え願いたいと思います。

○議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時22分再開 午後3時27分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 村井町長。

〇町長(村井洋一君) 日時がよく分からないのですけれども、私の記憶として、これは大丈夫なのかと。

というのは、大規模なものは町が整備をすることになっているということで担当課に質問したことがありまして、その返答として、いえいえ、その下に書いてある契約内容、要するに、お互いに協議をして決めたことであるから大丈夫ですという返答をいただいた記憶がございます。ただ、日時ははっきり覚えていません。

〇議長(根津公男君) 勝木議員。

○4番(勝木嘉則君) 後から、賛成意見、反対意見の中で言いたいと思っているのですけれども、まず、この3月の時点でやるということを町が把握していたというのであれば、その後で商工会がやったというのであれば、町が認めているということなのです。まずは、やるということを工事が終わってから聞いたのであれば、それは商工会が勝手にやったというふうに取られるのです。

私は、そういうふうに先生から聞きましたけれども、まず、ちょっと置いて、後から私は確認というか、賛成、反対の意見をしたいと思うのですけれども、これは両方とも感情的になっていると思ったものですから、まず、これを整理していかなければならないのかなと。どっちにしても今の状態では、正常ではないなと思っていますが、まず、町長がおっしゃったことは分かりました。

まず、一つの原因としては、こういうことに対してお互いに文書を交わさなかったということです。この確認をきちんと文書でやっていれば、いついつにこういうふうにやりたいということを聞いていればいいのですが、あのとき聞いていたとか聞いていないとか、この大きなことをやるにしては、ちょっと残念だったなという気がしました。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。

○1番(山田秀人君) これは、同僚議員がそういう関係者で質疑に参加して、おっしゃったのですよね。そうすると明らかになったのは、それぞれの要求をしていることが違っているということなのですよ。だから、議案自体がそごを生じているのですよ。そんなのを議長、これは審議することにならないですよ。一旦引き上げていただかないと。そこに我々がこの金額でいいのか、それからいろいろな要素があって、賛否両論をここで問うということは、ちょっと無理があるのではないですか。一旦引き下げてもらうように、議長のほうで暫時休憩を持って、議運でもう一回やってもらわないとまずいのではないですか。

○議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時31分再開 午後3時34分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

今、山田議員からお話がありましたが、この案件については、都合5回ほど協議会を開いて

いるということもございます。提案権は町長のほうにもございますので、これまでの協議会を 踏まえて、今日は皆さん方のご意見を出して、最後は議会の議決という形になろうかと思いま すので、よろしくお願いしたいと思います。

質疑を続けたいと思います。

渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) ちょっと曖昧だと思うことが一つあるのです。

同僚の当事者がその金額を協議するに当たり、協議したと同時になのか、後なのか前なのか、その前に議案に載って配布されていた。それがちょっと曖昧なので、そこのところを私はちょっとお尋ね申し上げたい。そのときの金額が商工会としては、これなら高過ぎるのでもうちょっと安くてもいいよという思いがあったのか。これなら1,050万円とか1,070万円より差があるので、これをのんでいないのに議案に出したということなのか。そういうところがちょっと曖昧なのです。当事者も勇気をもって言ったと思うのですが、卵が先か鶏が先か、曖昧になっていたので、ちょっとお尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 須田副町長。
- ○副町長(須田 歩君) ただいまの渡辺議員からのご質問でございますけれども、この間商 工会との協議においては、1,075万円ということで、数回協議を重ねてきたところでございます。 そういった中で、今回の提案金額ということで、商工会さんのお立場といたしましては、1,075 万円というお考えは、この間もあったのは承知しております。それはもう協議の中でも、そう いうお話になってございました。ですから、2月22日に改めて役場のほうから、考え方を示さ せていただいたというのが、698万円ということでございます。

私どもの考え方をもって議会に提案していきたいということで進めさせていただいてきました。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- 〇6番(渡辺訓雄君) 私が最初に言ったのです。1,075万円とかで上げるのだなと、提案するのだなと、そういうことがちょっと脳裏にあったのです。何を言いたいかというと、2月22日と言っていました。商工会としての要望は1,000万円ちょっとでありますが、22日のときには698万円で提示したということです。そのときには当事者の三役もいたのですね。
- 〇議長(根津公男君) 須田副町長。
- **○副町長(須田 歩君)** 2月22日の商工会さんとの協議時には小川会長も同席してございました。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** そこら辺のはざまというか、そのときにはいたけれども、了承はしていないということですね。そのことを同僚は言っているのではないですか。その辺はいかがですか。どういうふうに認識していますか。
- 〇議長(根津公男君) 須田副町長。
- **○副町長(須田 歩君)** ご質問でございますけれども、私どもは、この案件につきましては、 商工会さんの三役に一任されているということでございましたので、三役さんと協議をさせて いただいたということでございます。その会議の中では、私どもの698万円ということの考え方 を提示しております。その場で商工会さんから持ち帰るというお話はございました。そういっ た状況はありました。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 言った言わないは別ですが、私のほうでも協議会で申し上げた経緯が

あるのですが、平成29年12月ですか、前置きはいたしませんが、リースを組めることを説明し、 了承をいただいたとかという時系列があります。卵が先か鶏が先かは別問題として、今、聞く と、本当に大人のやることではないと思っているのです。

そこで、町長にお尋ね申し上げますが、ここまで来るのにいろいろなプロセスがありました。いずれにしても、教科書どおりではないと今でも思っています。入れたり出したり、質屋ではあるまいし、出してみたり協議してみたり、それも政治だから動くからいいです。それで、当初のときからリースという制度を利用した電気器具の設置に向けて、もう12月からですね。ある議員も言っていましたが、商工会は、会計上、減価償却を当たり前にしているのだと、知らないのは変ではないか、そういう感覚で私の記憶にありますが、始まったのはそこからですよ。リースとしているうちは商工会のものではないのです。リース会社のものです。そこからいろいろなことが二転、三転としてきたということです。

そして、議案上程も遅れたり、引っ込めたり、いろいろなことをしてきました。そして、商工会は、先に売った前売り券まで立て替えている、そんな話もありました。議員間でですよ。私はそれ聞いて、商工会が前売り券を払い戻しに来たから払っているのだと。それが事実としたら、先にもらっているわけだからね。そんなことまで言い合いをしたり、言われたりしながら、この金額、結果だよ、結果は否決だろうが、賛成だろうが、もう一つは698万円の根拠も聞いた。これは疑えばきりがないのだけれども、700万円以上だったら財産取得で、また、議案を審議しなければならない。それはそれで構わないけれども、それである議員は、これだったら裁判でも訴訟でもやったほうがいいのではないかと、協議会でそんな話もあった。協議会は協議会として、どこかで平たくいかせなければならないと、そんな思いもあるのですよ。それでもいい悪いは別にして、あれを原状復帰するといっても、やった人にお金がかかるのですよ。町もまた新たに設置するとしても、お金がかかるのですよ。これでいいのかなという思いもあるけれども、町長さんね、それでもみんながそうやって質屋みたいに入れたり出したり混乱してきたのは、あなたのリーダーシップではないかと今でも私は思っているのですよ。2月22日の話も聞きました。

採決する前に、町長の本当の姿勢というか、取り組み方、今までのことも含めて一言、平たくでいいですから、お尋ね申し上げたい。これは、あなたから言わなければ駄目ですよ。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

〇町長(村井洋一君) 以前に申し上げていたとおり、本来は町側が設備すべき問題であった と思っております。

先ほども言いましたけれども、結論的に商工会のほうで何とかならぬかという話もあったと聞いておりますので、その中でLEDをリースすることによって電気代も安くなるということで、リースによる設備を行ったと聞いておるわけでございます。

今言われたとおり、1,075万円の話もございましたけれども、それでは皆さん方のご理解がなかなか得られないという状況でございます。そういった状況でございますので、執行部側とすれば、皆さんのご理解を得なかったらなし得ない問題ですので、それらを納得できるような形で何とかしたいという思いでございます。

そういった形で、前回、1,075万円、要するに令和4年3月31日時点の減価償却としておりましたけれども、それを令和5年の3月31日時点の期末の簿価に合わせて改めることによりまして、その簿価の金額の50%相当額ということで、今回提案した698万円で商工会と交渉していきたいと思ってございます。

執行部側としては、議員の皆さん方のご理解を得なかったら前に進めないわけでございます

ので、それらを含めて、商工会と三役会も開きながら今回に至ってきているということでござ います。

- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ございませんか。 渡辺議員。
- 〇6番(渡辺訓雄君) どうも解釈しにくい資料があるのです。9月29日に豊浦商工会会長か ら村井町長にです。これを全部読んだら時間がかかるので、令和4年9月28日LED照明設備 引継ぎに関わる提示額の回答書をいただきました。その回答を受け、昨年9月28日に開催した 商工会理事会にて説明、承認をいただいたことから、書面にて報告申し上げます。つきまして は、標記設備に関わる残債支払い、レンタル料完済後、速やかに豊浦町に無償譲渡することを 申し添えます。こういう文言があるのだけれども、この解決はどういうふうにすればいいです か。(何事か言う人あり)
- ○議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時50分 午後 4 時00分 再開

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 答弁をお願いいたします。 村井町長。

- ○町長(村井洋一君) 先ほどの文書でございますけれども、簡単に言いますと1.075万円とい う金額で譲渡するということでございます。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。 山田議員。

○1番(山田秀人君) 私は、この議案に対して、反対の立場で討論をいたします。

内容は、金額がいいかどうかではなくて、やり取りを聞いていると、議案に出すこと自体が 問題だった。ですから、もう廃案をすべきだという考えで、私はこの議案については反対する ということであります。

交渉事ですから、それぞれの言い分が違っている、そういうことで議案を出してくること自 体がどうも納得いかないということですから、これ以上、議案の内容についてどうのこうの申 し上げることにはならないということであります。

- ○議長(根津公男君) 次に、賛成の方の討論をお願いします。 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 私は、町の案に賛成したいと思います。

私も今までいろいろと質問をさせていただきました。三つくらいに分けていろいろと考えて いたのですけれども、冷静に少し考えて、一つは、商工会は、町にしおさいのLEDの移行に ついて1,053万円を要求しているが、この要求は認めるかということで、協定書、民法615条、 民法607条第2項ということで、いろいろと法律家の意見を聞きました。

ですから、この管理運営の協定を不動産の賃貸借と照らして考えていただいて、商工会がL ED化リース契約締結後に町に報告したことは、以前より商工会が町に対して電気設備の修理 の要望を出していた場合を除いて問題あると考えられる。ただし、LED化リース契約について、町が口頭であったとしても契約前に了承した場合にはこの限りではない。まず、これが一つです。

2番目は、協定書第21条第3項により、平成34年3月31日の満期日以降、商工会のLED施設を撤去した後にしおさいに返還する義務があるかということでは、先生の言い分に関しては、これは違うよと言われています。

いろいろと例を出してこの後のことを言いたいと思うのですけれども、私どもが不動産でアパートに入って、そのときにエアコンがついていた。エアコンはついていたけれども、エアコンが壊れてしまった。エアコンが壊れてしまったので、電気代が安くなる高価なエアコンをつけた。そうしたら、電気代が安くなって、大家さんに高価なエアコンをつけたら、電気代が安くなったという話をしたと。電気代が安くなるならないというのは、入っている人のことであって、大家さんには関係がないということです。まず、これが一つです。そのことで、大家さんがつけるのをやめてくださいと言ったのか、それともつけてしまってから、つけたので代金を払ってくださいよということなのか。つけてしまってから、払ってくださいよと言っても、それはあんたが勝手につけたのでしょうというようなことです。また、壊れたときに直せばよかったのではないかという考えもあります。

今のLEDではなくて、漏電か何かしていたと聞いていたのであれば、そこを管理していた 商工会が漏電したところだけを直せばいいのではないかということも法律の先生は言っていま した。どっちにしても、あっちがいいとか悪いといっても、町はその話合いの中で町も負担す ると言っているわけです。だから、いろいろ総合的なことを言っても、町が負担すると言った のですから、協定書にも書いているけれども、お互いに話合いの中で決めましょうとなってい るので、町は出さなくてはならないと、私は思ったのです。

もう一つありまして、この先生も言っているのですが、商工会というのは、コロナのときに 5,600万円を 2 年度にかけていただいています、人件費または運営経費についてもらっている、これは決算書を見てもすぐに分かることだ。ということは、町でLEDの購入の分も払っているということを踏まえて、私自身が考えたのは、LEDが 2,100万円だと、そして、商工会が払う払わないはともかく、 5 年間たっているよと、15分の 5、つまり 3 分の 1 はもう価値がなくなっているよということは、今、2,100万円のうち1,400万円の価値がありますよということにしたのです。それで、今の町で出したい、商工会もいろいろと以前にお金をもらっていたということを考えれば、これは大人の対応で半分ずつということで、700万円で私はそれでいいのかなと、それが702万円なのか、698万円なのかは別にして、町から698万円と出てきたわけなので、私はこれで賛成すべきかなと。そして、商工会のLED電気という財産が、向こうについていることを、できればお互いに譲歩しながら、ねじれを解消していただければありがたいと思い、この案に私は賛成したいと思います。

以上です。

○議長(根津公男君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで討論を終結いたします。 小川議員が退席するということでございます。

(小川晃司議員は退場)

○議長(根津公男君) お諮りいたします。

議案第29号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第10号)についての採決は、起立により

行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、この採決は起立により行いたいと思います。

議案第29号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第10号)について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数。

よって、議案第29号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第10号)については、原案のと おり可決されました。

(小川晃司議員は入場)

◎委員会報告 産業建設常任委員会委員長報告

O議長(根津公男君) 日程第13、産業建設常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会勝木嘉則委員長、登壇願います。

○4番 (勝木嘉則君) 議長の許可をいただきましたので、産業建設常任委員会の所管事務調 査の報告をいたします。

所管事務調查報告書。

本委員会は、下記の所管事務調査を終了したので報告します。

記。

- 1、調查事項。
- (1) バイオガスプラントの運営状況及び課題等について。
- 2、調査に至る経緯。

本町のバイオガスプラントの運営実態を調査するとともに、液肥の成分及び利用状況や、事業開始から今後の収支計画などを検証し、バイオガスプラントとしての課題を調査する。

- 3、調査結果、別紙報告書のとおり。
- 1、調査年月日。
- (1) 令和5年2月3日、事務調查。
- (2) 令和5年2月24日、事務調查。
- 2、出席委員。
- 私、勝木、小川副委員長、渡辺委員、石澤委員、オブザーバー根津議長。
- 3、説明員。

村井町長、須田副町長、井上農林課長、植村農林課バイオガスプラント係主査。

- 4、調査結果。
- (1) バイオガスプラントの運営状況及び課題等について。
- ①原料である豚ふん、牛ふんの現在の受け入れ状況について。

現況。

令和4年度分は、令和4年4月から令和5年3月分までとなっているため、確定した分と3月までの予測数量であるが、令和4年度分の総受入れふん量は、養豚業者分1万2,343トン、酪農業者分1,495トン、加水量4,871トンを合わせて、1万8,709トンとなっている。これに貯留槽への降水量3,853トンを加えた最終貯留量は、貯留槽の2槽合計で2万2,562トンとなっている。

②導入時などの資料では、豚ふん・牛ふんのほか、水産系残渣も入れての発酵となっていたが、そのことは全く不可能との結論が出ている。この根拠はどのようなことから出てきたのか。 また、道内外のプラントで当町と同様なバイオマス資源を活用している所はあるのか。

現況。

バイオガスプラントに原料としてホタテの残渣水を平成30年12月から平成31年3月まで投入する運用を始めていた。また、夏の時期にも複数回実施していたが、原因不明の泡の発生や、硫化水素の異常発生による発酵阻害等が頻発し、使用する農業家からは塩分濃度が高く使用できないとの話から、水産系残渣水の投入は困難との結果が出た。コンサルタントによると、別海町のサケの処理事例をもとに混入可能とのことであり、しかし、ホタテの残渣とは異なる。

③液肥の成分状況と、液肥がどのような農作物に有効なのか。また、季節や割合により液肥 の適用範囲がどのように変わるのか。

現況。

残渣水の投入を中止してからは、塩分濃度も低く使用可能であり、特に牧草に対し効果が高い。畑作等には、成分の調整により、使用可能性がある。基本的に農業者個別にオーダーをいただいた中で散布している。

④令和4年度の液肥の利用状況について。

現況。

年間予定どおりの2万2,305トンの利用となっている。

⑤建設当時の説明では、5年後に黒字転換と説明を受けたが、さきの説明とはかなりの差異がある。今後の修理費の加算も含め、どのように考えればよいか。

現況。

明確な理由は不明だが、建設当時とは差異がある。運営事業収入は確定していない分を含め、 少なめに計上。運営事業費、つまりはランニングコストでの計上、投資支出、年間約1億2,000 万円、単月で約1,000万円の支出となっている。

⑥今後の施設運営を含め、町民の財政負担が増えている。譲渡を含め、何か方策はあるか。 このままでは赤字がかさむことを踏まえると、どの段階で継続か中止などの判断をするのか。 現況。

現在、収支改善に向けた役場職員でつくる検討チームにおいて、改善に係る検討を行っている。令和5年度中に何らかの決断をしたい。

⑦バイオガスプラント運営協議会等の組織があれば意見交換を行いたいが、いかがか。 現況。

豊浦町バイオガスプラント消化液利用協議会は、液肥の供給者・利用者双方のメンバーで構成されている。今年度、収支改善に向けた検討チームにおいて、プラントに関する聞取り調査を利用者全員に行ったが、多様な意見があり、現段階では難しい。

⑧この施設を休止または中止するとしたら補助金等の返金を求められるのか。そのことにより、今後の町として何か支障を来すのか。

現況。

環境省に問い合わせた結果、今まで事業を中止した事例がないことから、補助金返還の有無 については明確な回答は得られていない。詳細については、現在、事業の経過など細かく整理 しており、再度環境省に問合せをしたい。

⑨事業の開始時に、発電した電気の蓄電や、公共施設での利用を挙げていたが、どのように 取り組むのか。また、発電した電気については売電や蓄電するなど、短期的、中期的にどのよ うに考えているのか。

現況。

プラントに関わる収支赤字など直面する課題があり、新たな投資を要する取組には至っていない。

⑩熱利用についてはどのようになっているか。また、CO2削減状況はどのようになっているのか。

現況。

CO2削減状況は、令和元年度は66.9%、2年度は61.3%、3年度は67.8%である。結果的に100%でなければ国から補助はない。令和5年度にも達成しなければ、最悪指導が入る。

⑪バイオガスプラント施設は、このまま直営で運営するのか、今後、民間に委託する考えはあるのか。

現況。

現時点では、なお一層の経費削減を行いながら、直営で運営する。赤字の状況では、民間委託は難しいと考える。

所見。

このほどのバイオガスプラントの運営状況・課題を精査した。

液肥の利用状況、漁業系廃棄物、とりわけ残渣水の処理、売電、環境におけるCO2削減、利用者意見等について調査したが、何一つよいと思われることがない。

理事者の考えとして、令和5年度中に今後の運営について判断する旨の返答があったが、当 委員会としては、早急に勇気ある撤退、撤収を求める。あわせて、撤収等に伴う豚ふん・牛ふ ん提供者及び液肥利用者に対し、代替方法を考える必要がある。

以上、委員長報告といたします。

○議長(根津公男君) ただいま、委員長からの報告が終わりました。

この報告に対して、質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、これをもって報告済みといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、あらかじめ告知をしておきます。

本会議は、引き続き、明日3月8日午前10時より一般質問を再開いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 4 時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月7日

議長

署名議員

署名議員